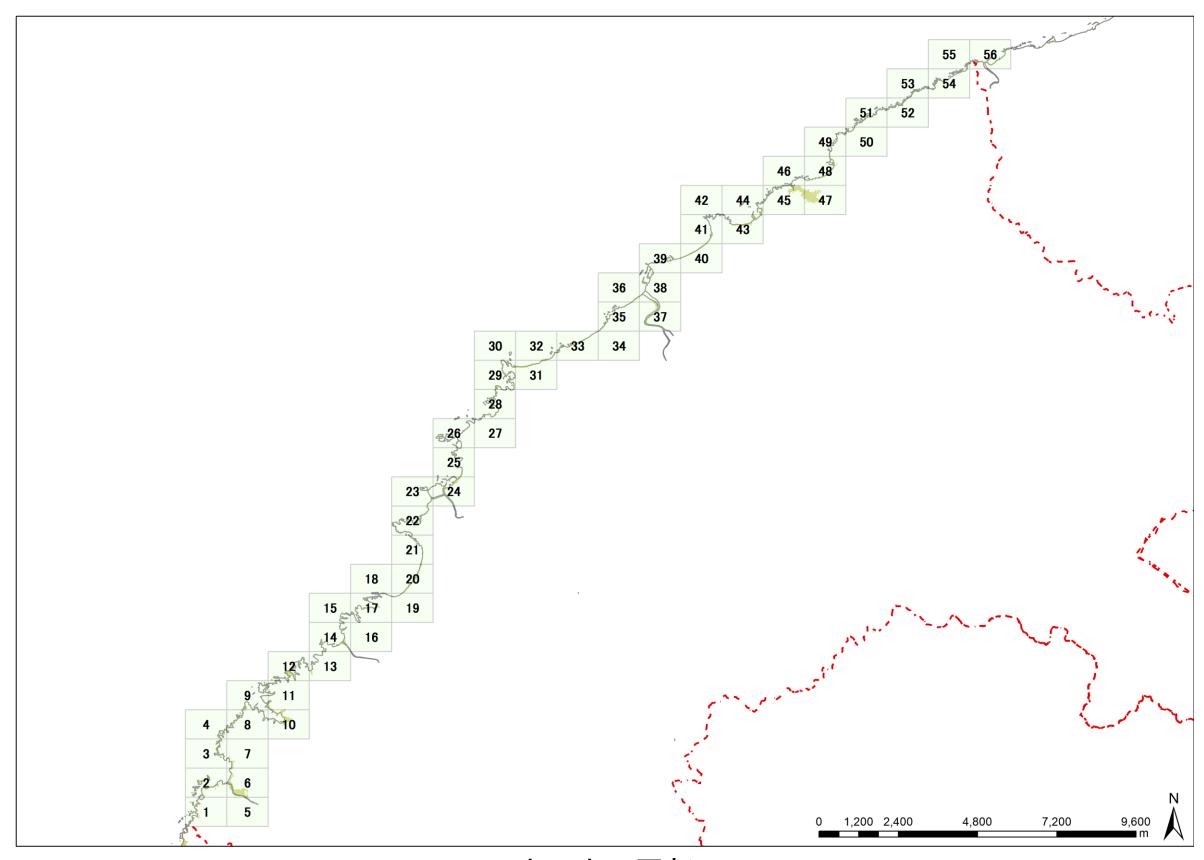
# 基準水位(案)(大田市)

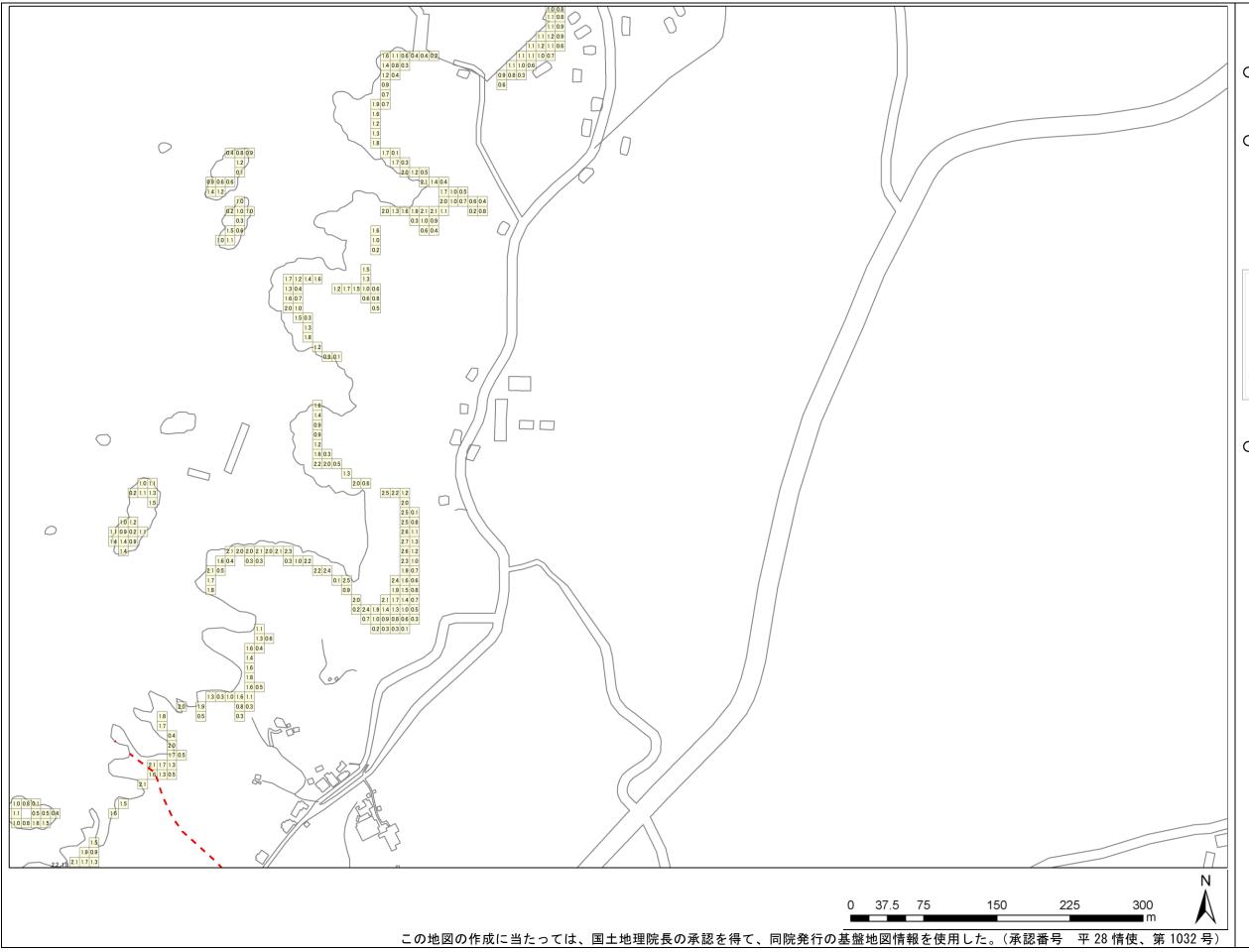
	と律」第53条第2項に基 、「基準水位(案)」とし、	域の指定と併せて公表する	るものであるが、今回の津波	浸水想定(H24見直し)	で、市町村が避難計画や



大田市の図郭

1

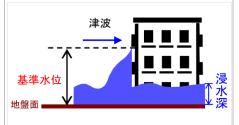
# 基準水位(案)(大田市)(1)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



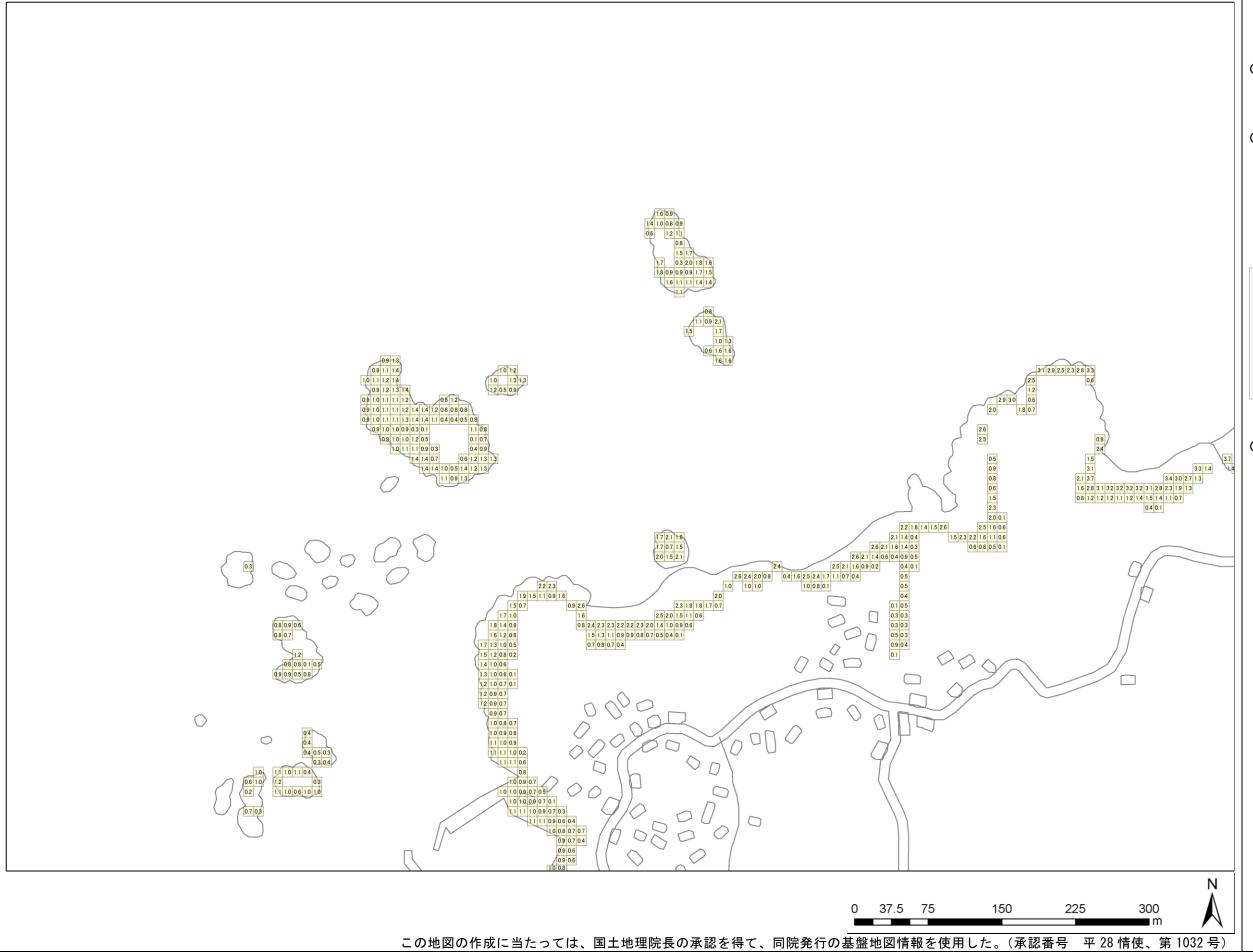
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

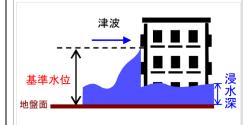
# 基準水位(案)(大田市)(2)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



### 【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

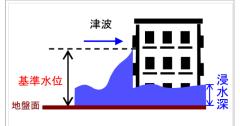
# 基準水位(案)(大田市)(3)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



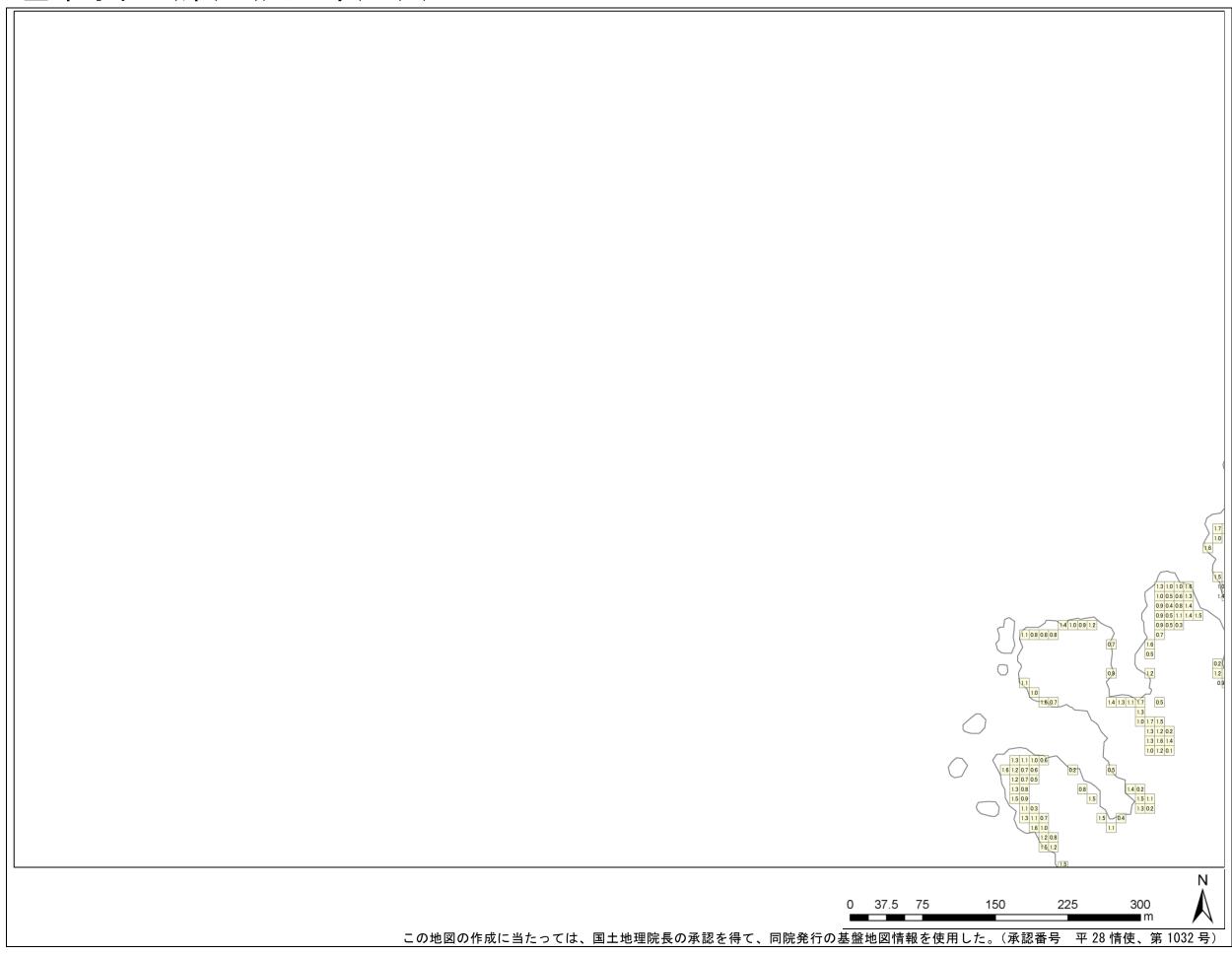
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

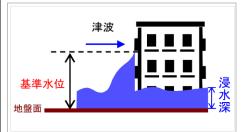
# 基準水位(案)(大田市)(4)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



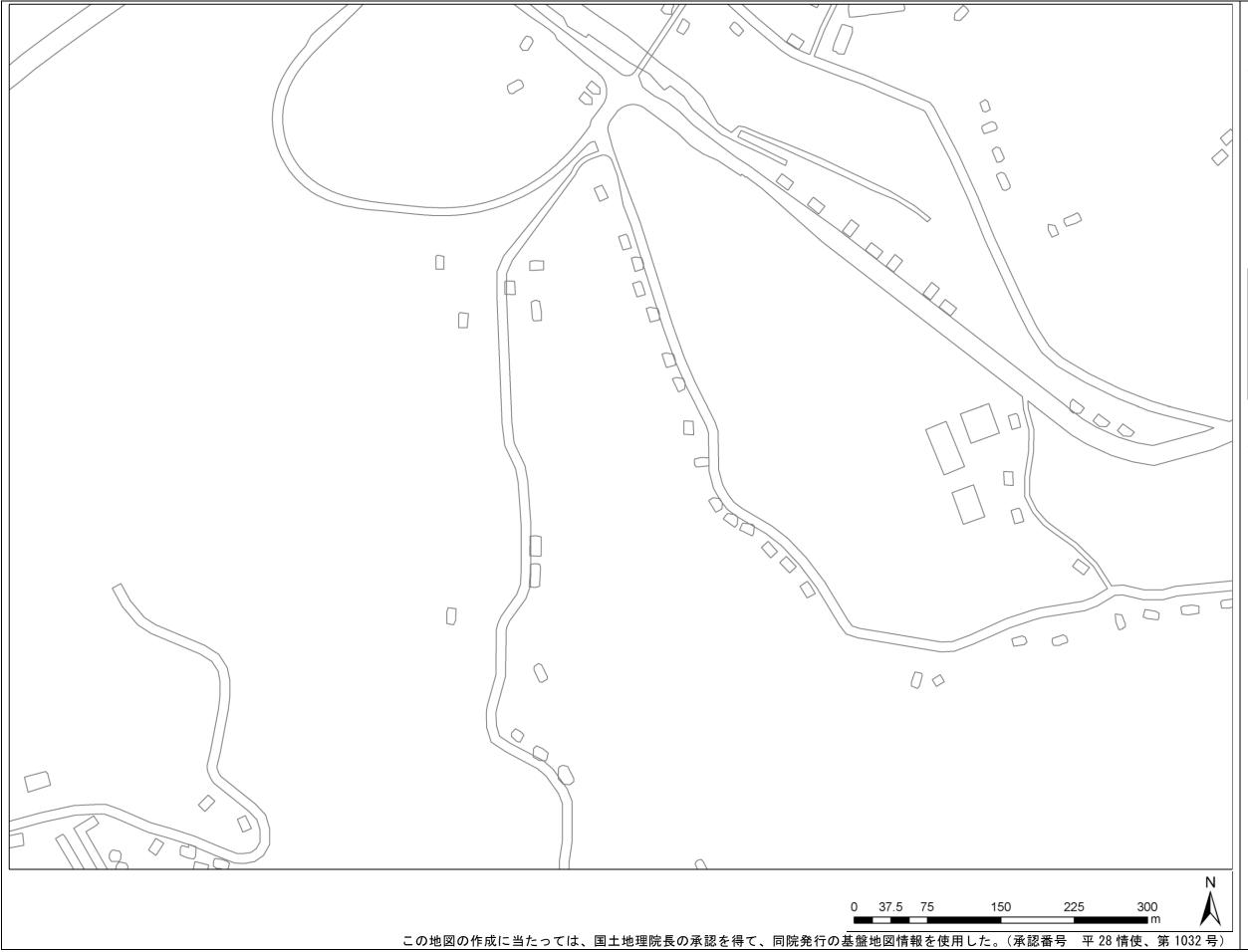
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

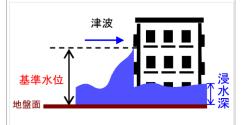
# 基準水位(案)(大田市)(5)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



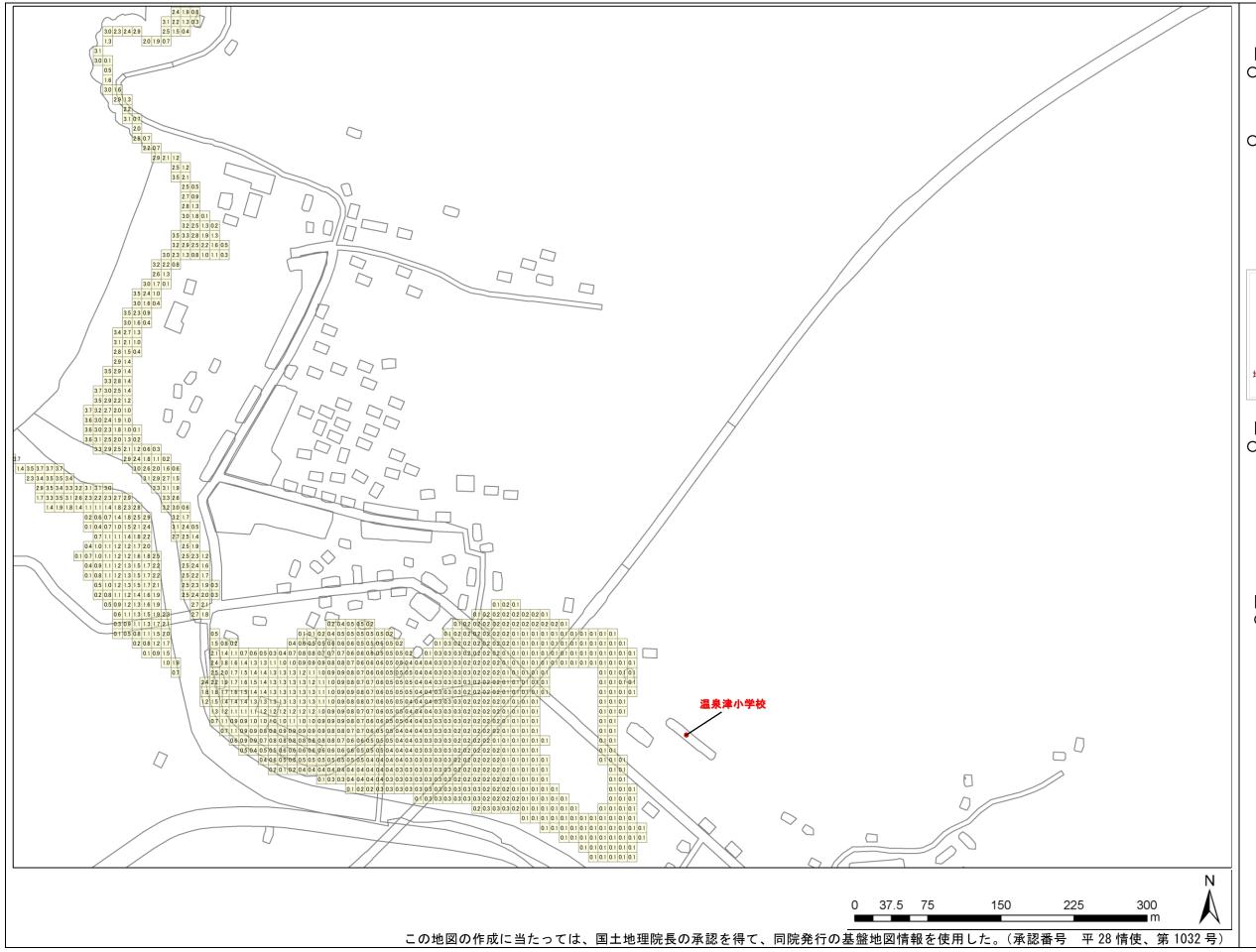
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

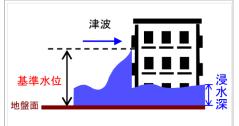
# 基準水位(案)(大田市)(6)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



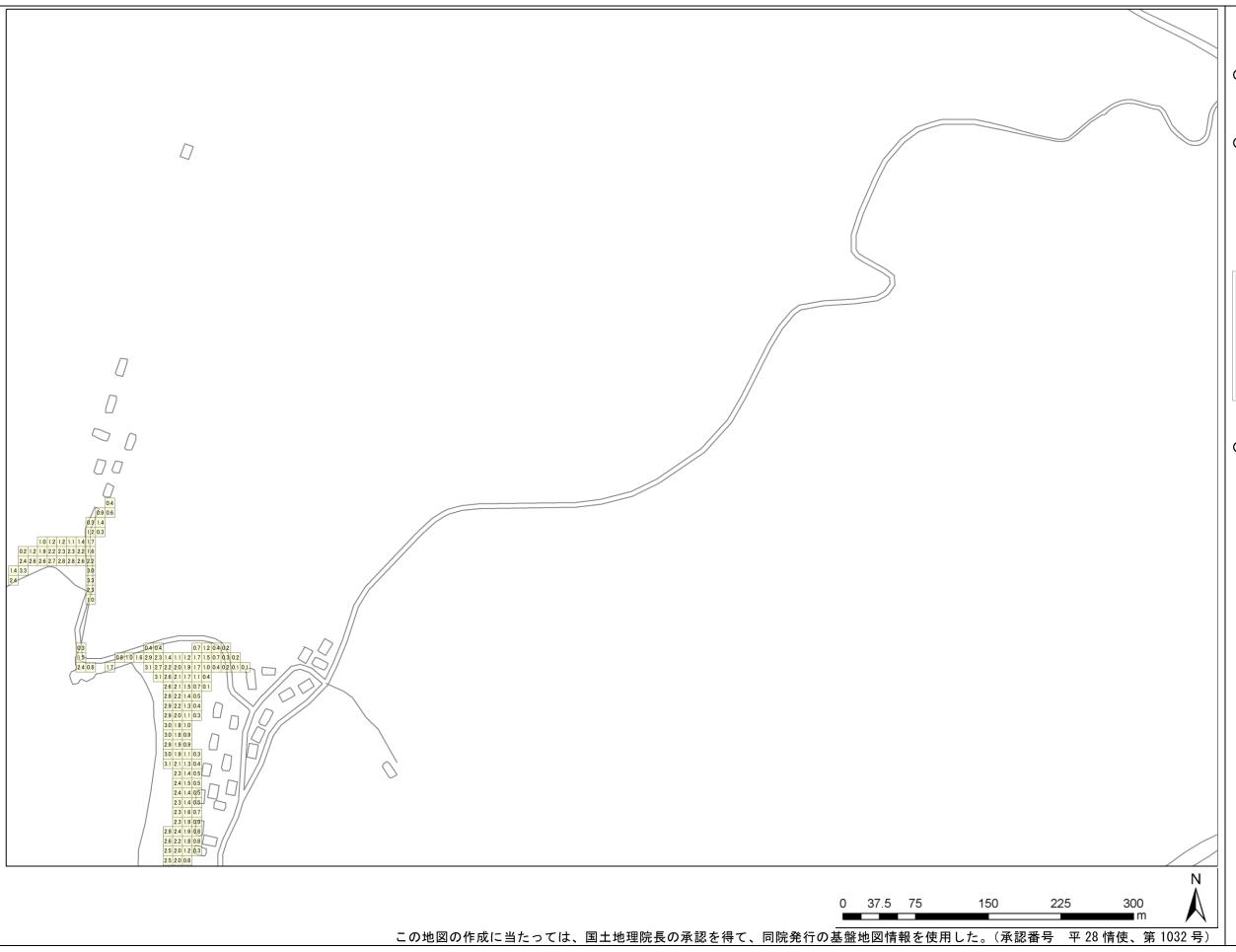
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

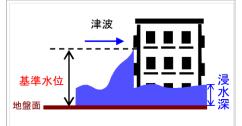
# 基準水位(案)(大田市)(7)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



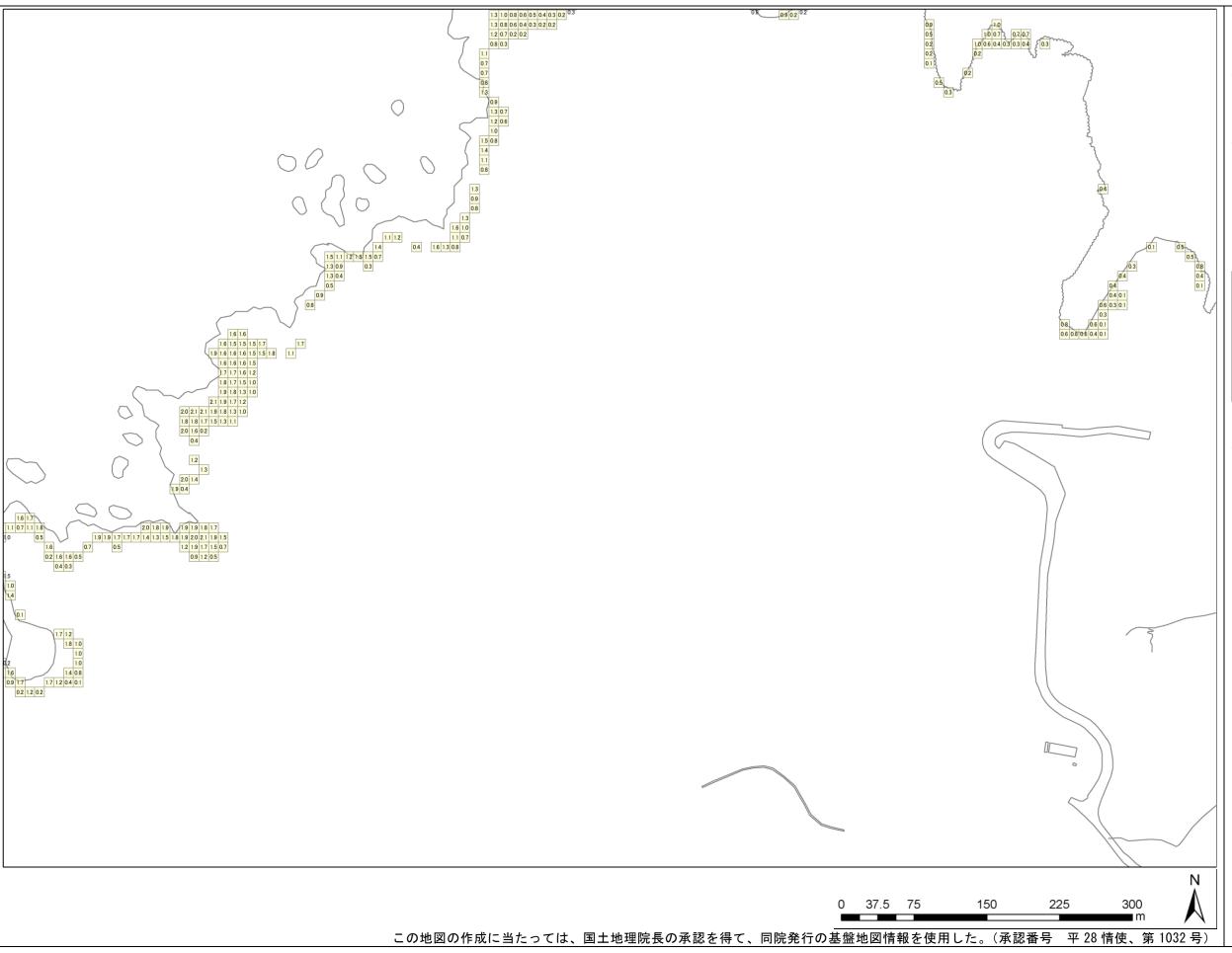
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

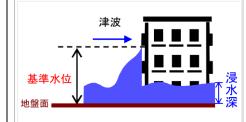
# 基準水位(案)(大田市)(8)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



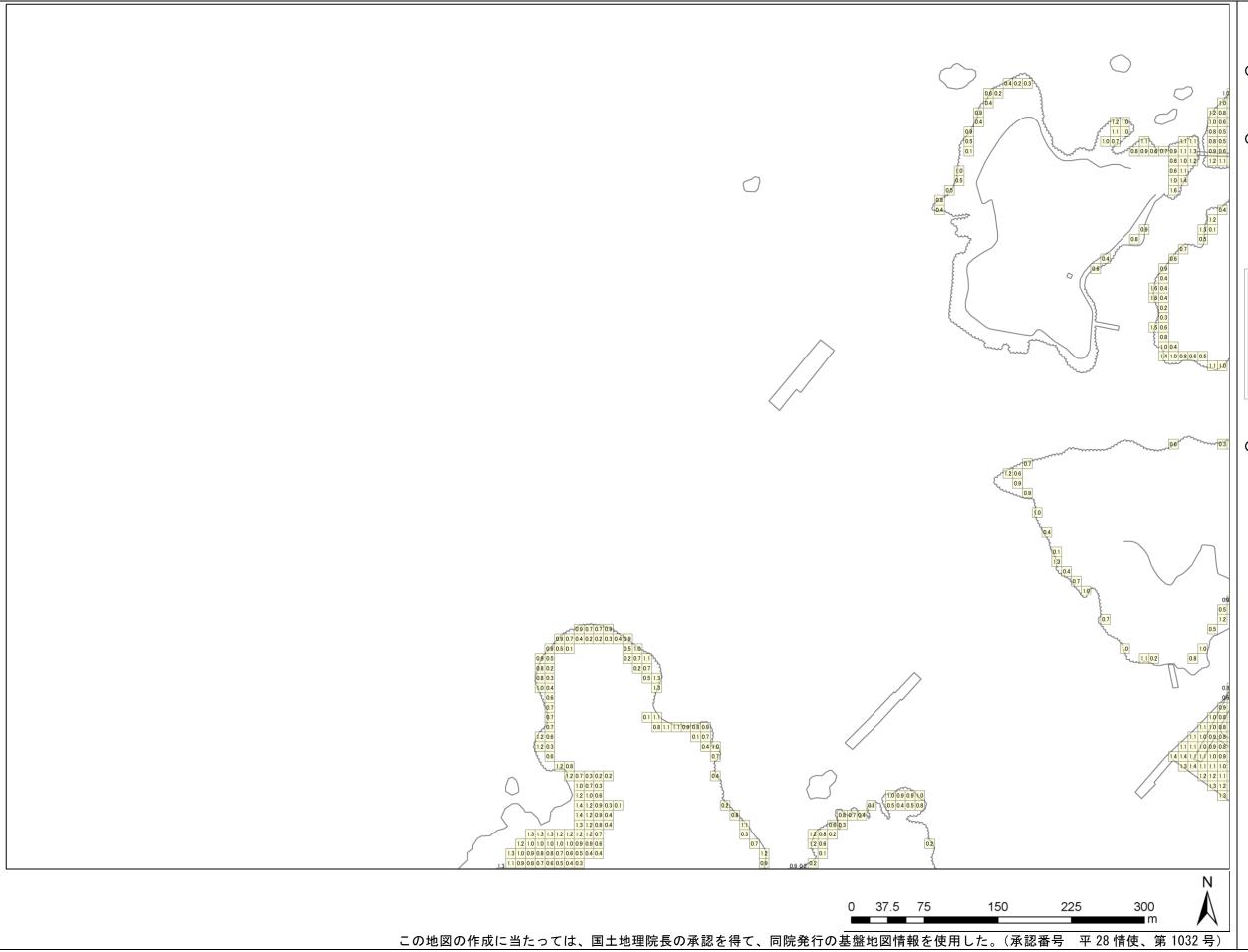
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

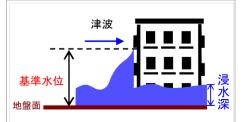
# 基準水位(案)(大田市)(9)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- )「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



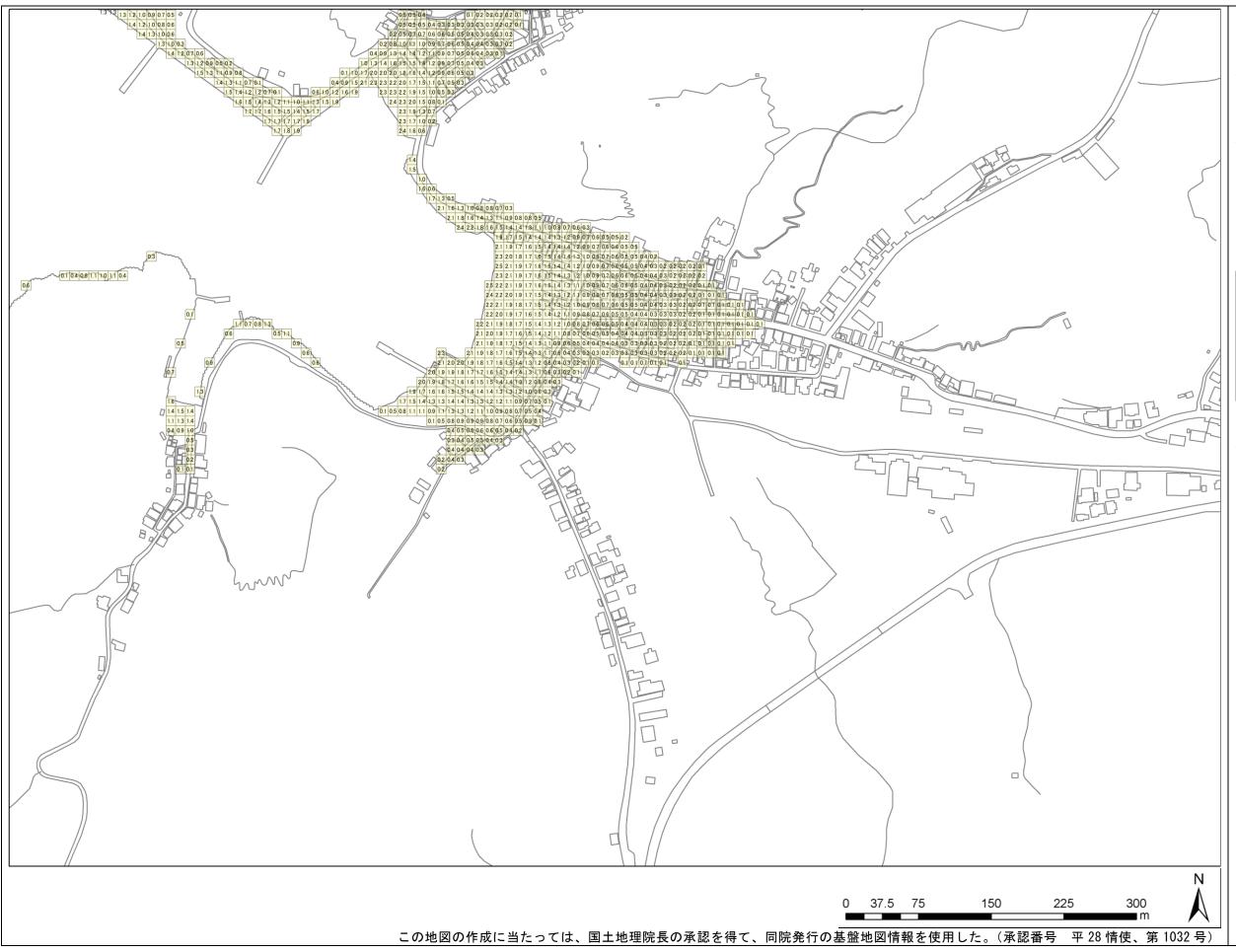
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

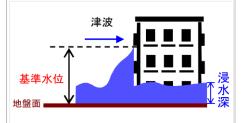
# 基準水位(案)(大田市)(10)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



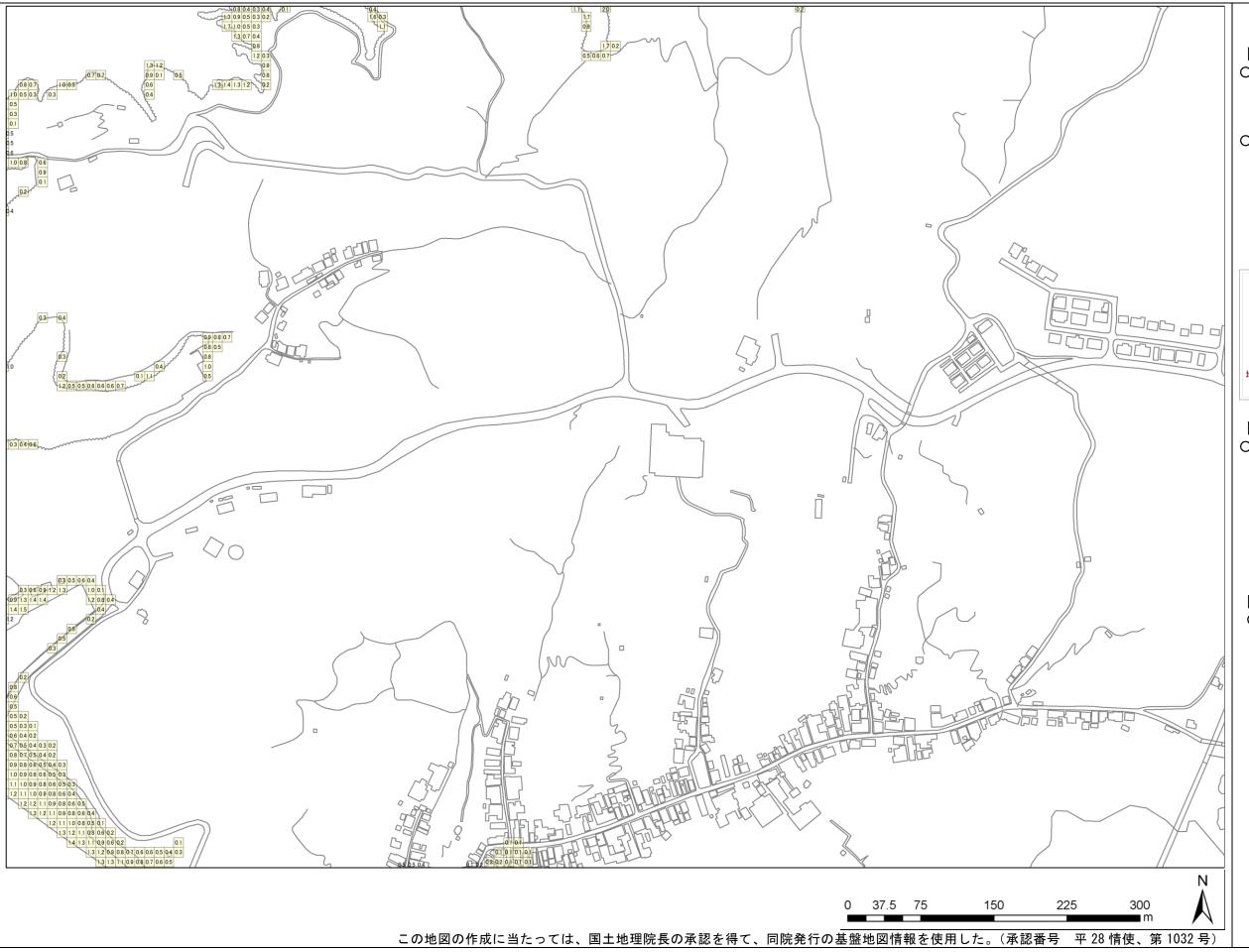
### 【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

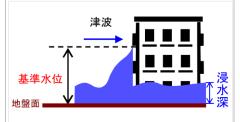
# 基準水位(案)(大田市)(11)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



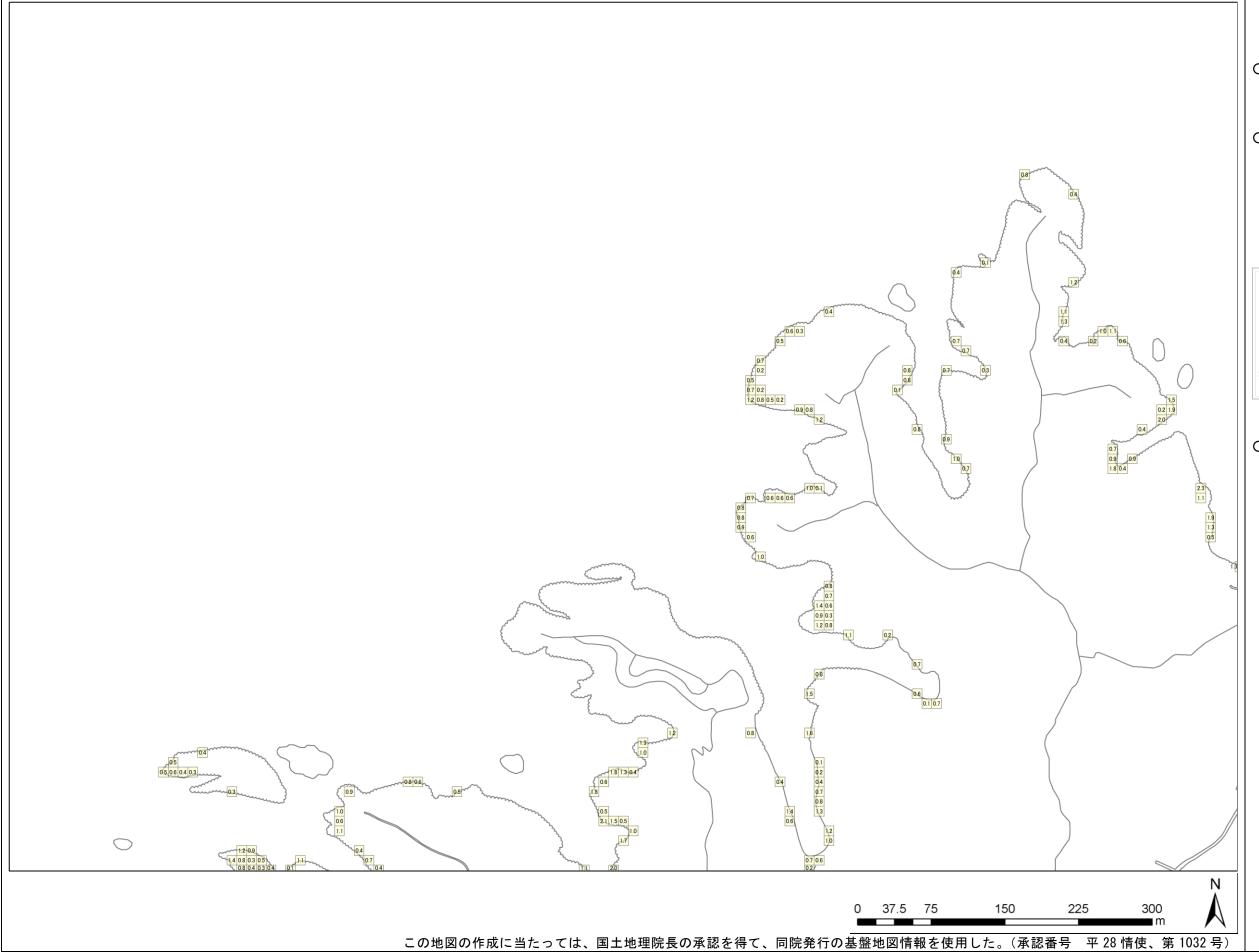
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

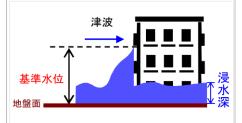
# 基準水位(案)(大田市)(12)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



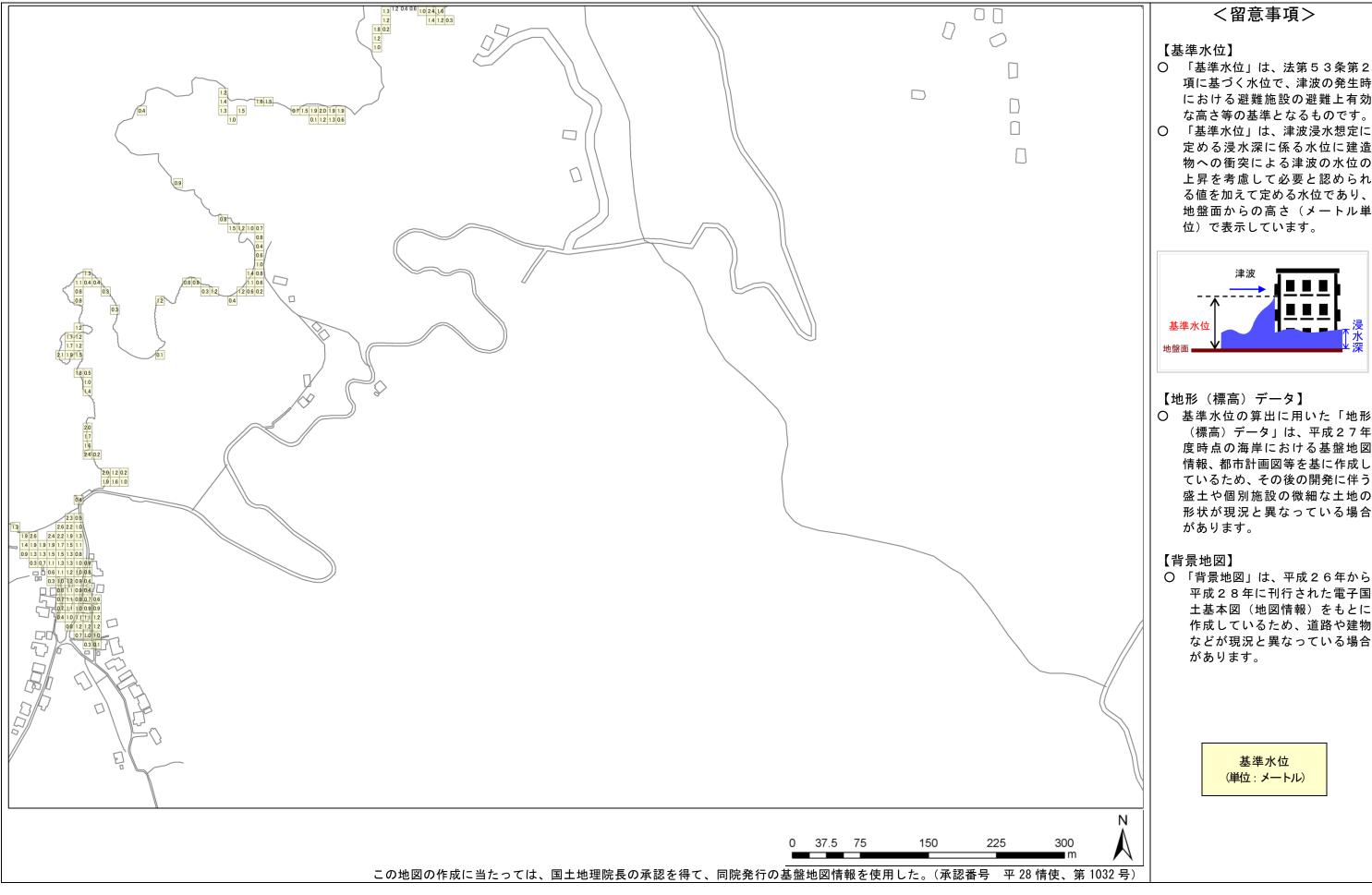
### 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

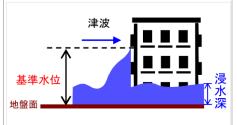
#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

# 基準水位(案)(大田市)(13)



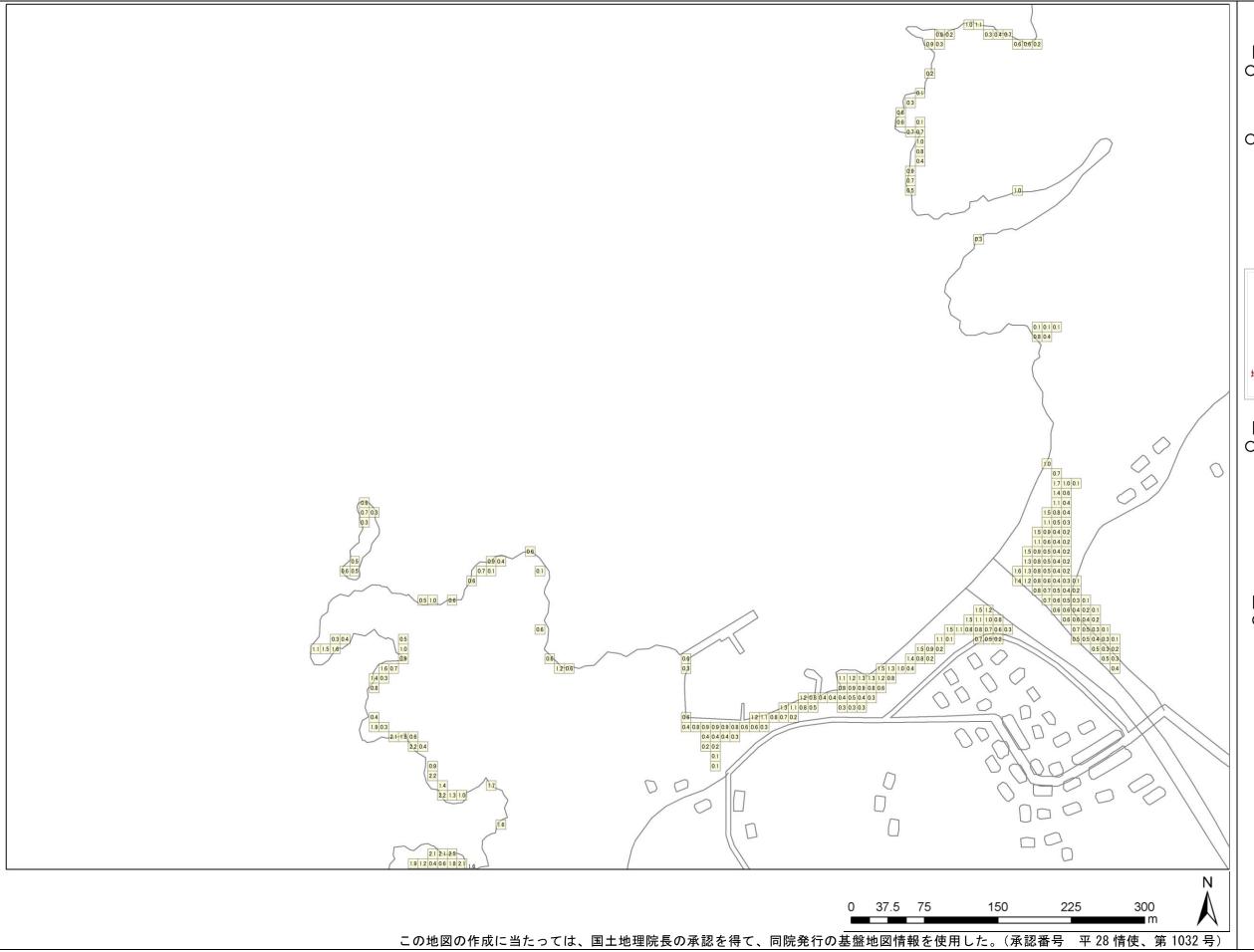
- 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単



〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高) データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合

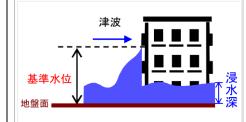
# 基準水位(案)(大田市)(14)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

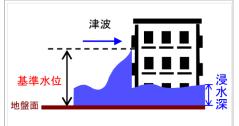
# 基準水位(案)(大田市)(15)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



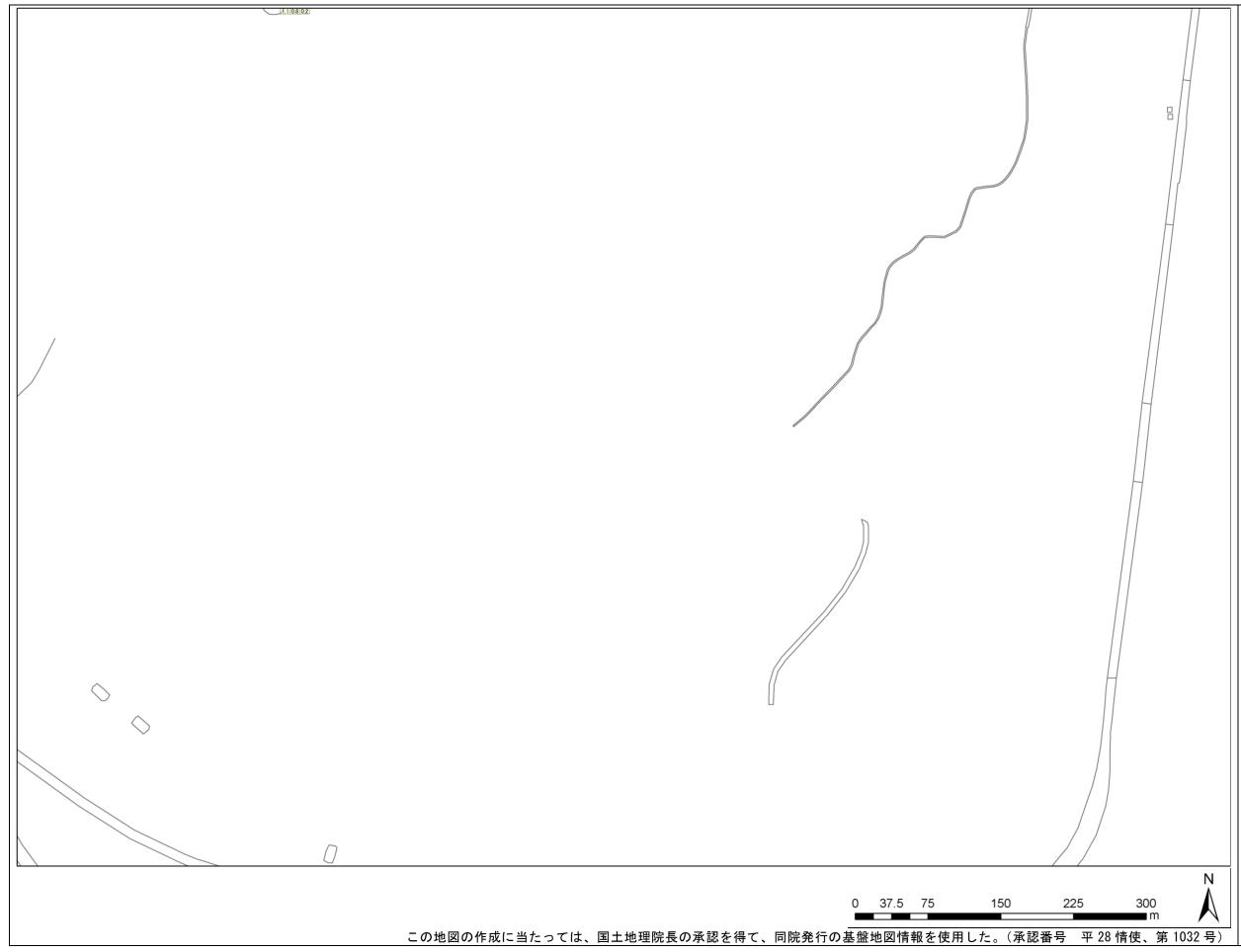
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

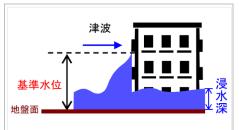
# 基準水位(案)(大田市)(16)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



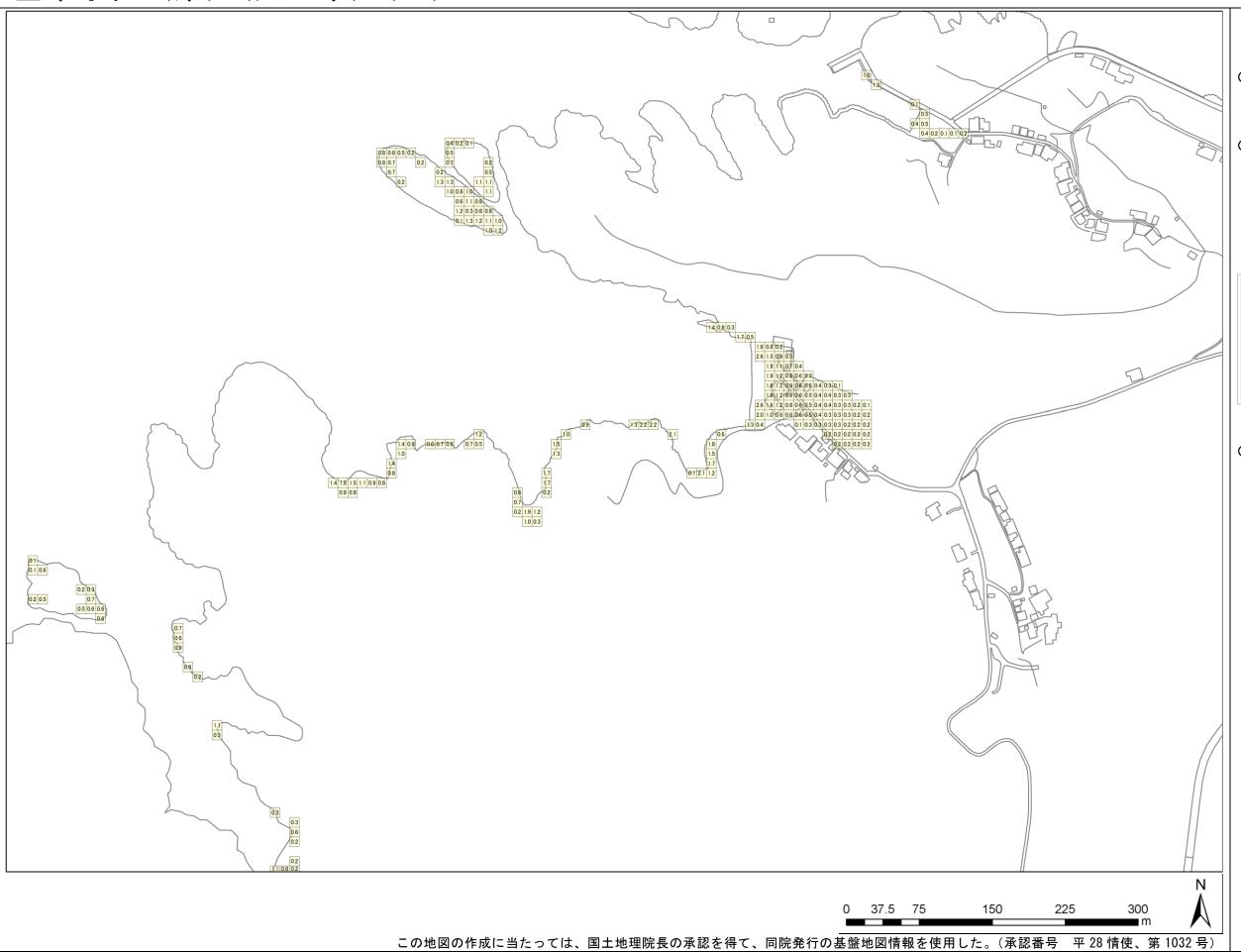
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

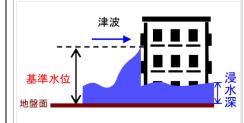
# 基準水位(案)(大田市)(17)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



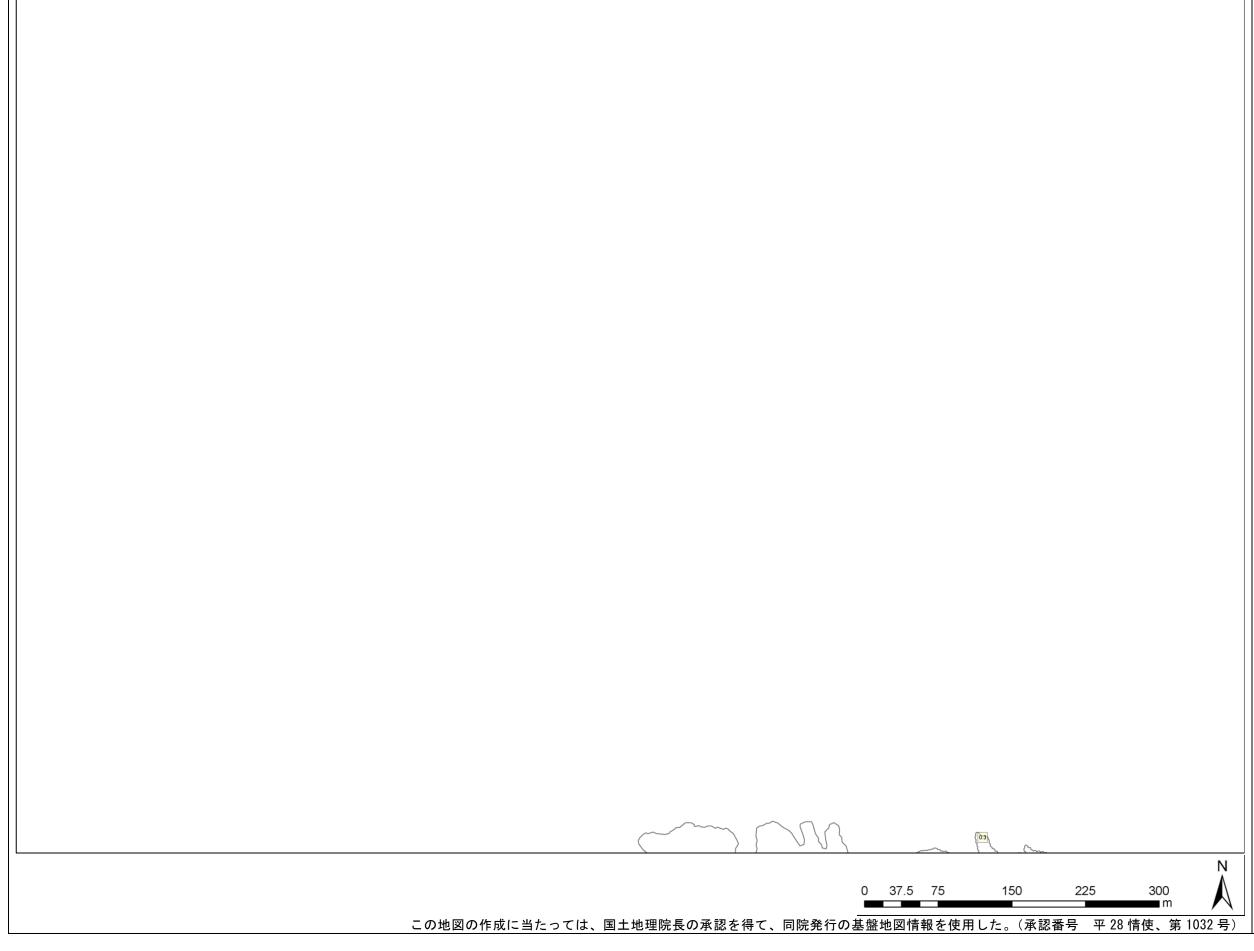
### 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

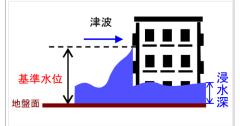
# 基準水位(案)(大田市)(18)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



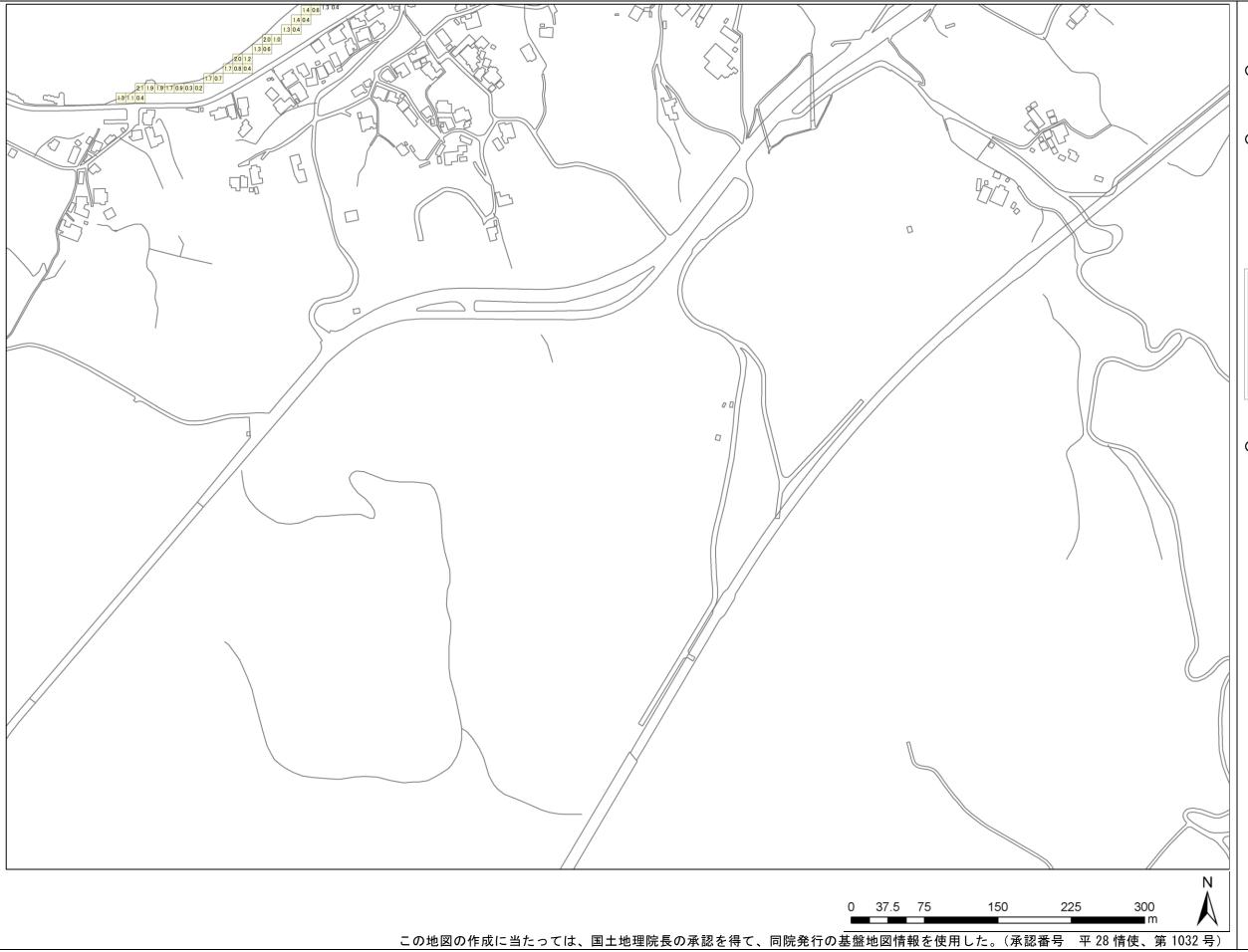
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

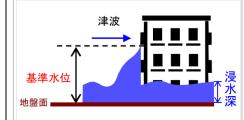
# 基準水位(案)(大田市)(19)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



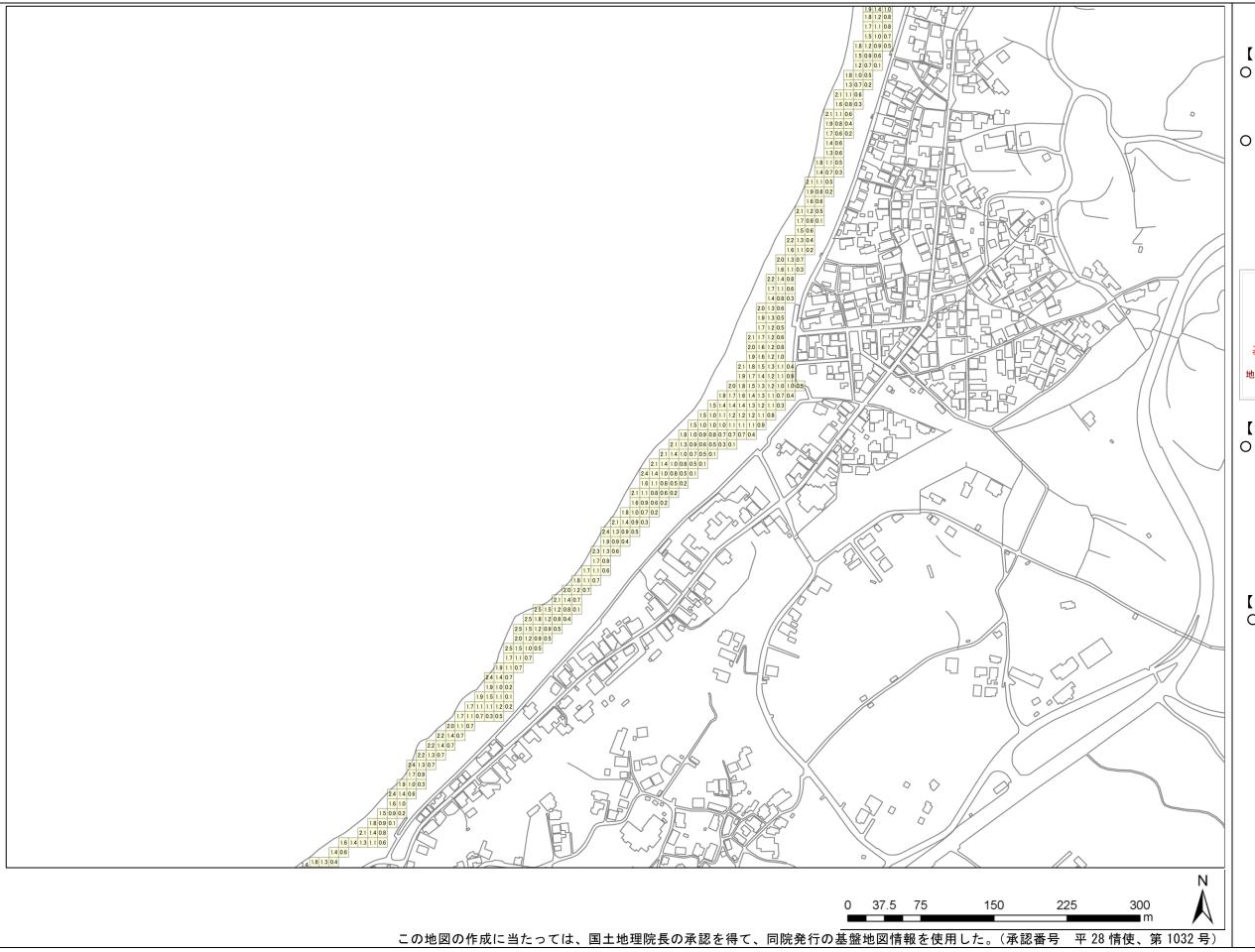
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

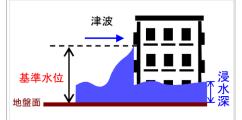
# 基準水位(案)(大田市)(20)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

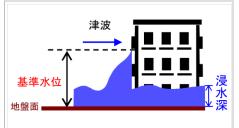
# 基準水位(案)(大田市)(21)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

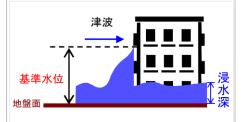
# 基準水位(案)(大田市)(22)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



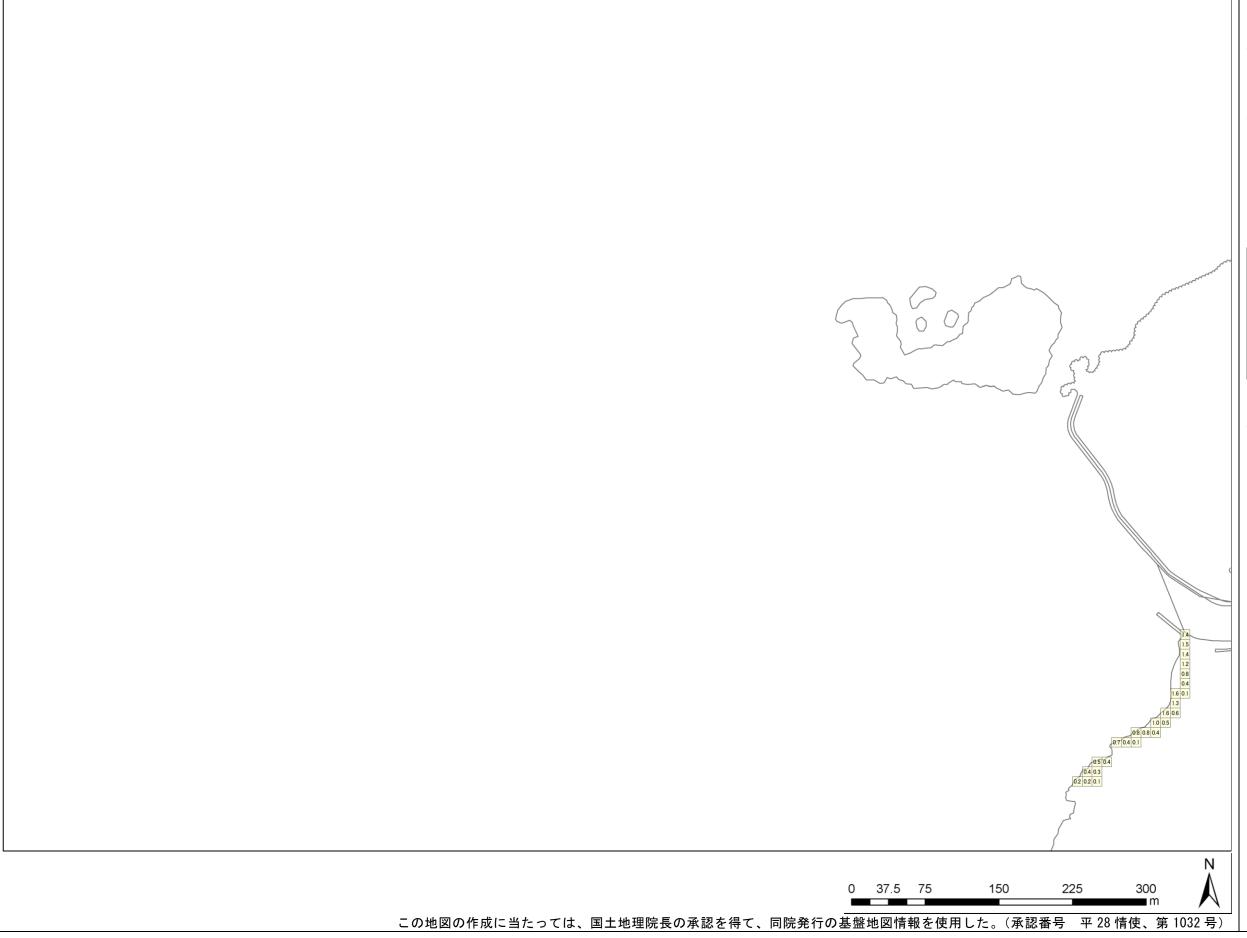
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

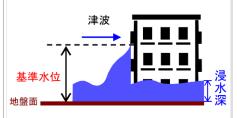
# 基準水位(案)(大田市)(23)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



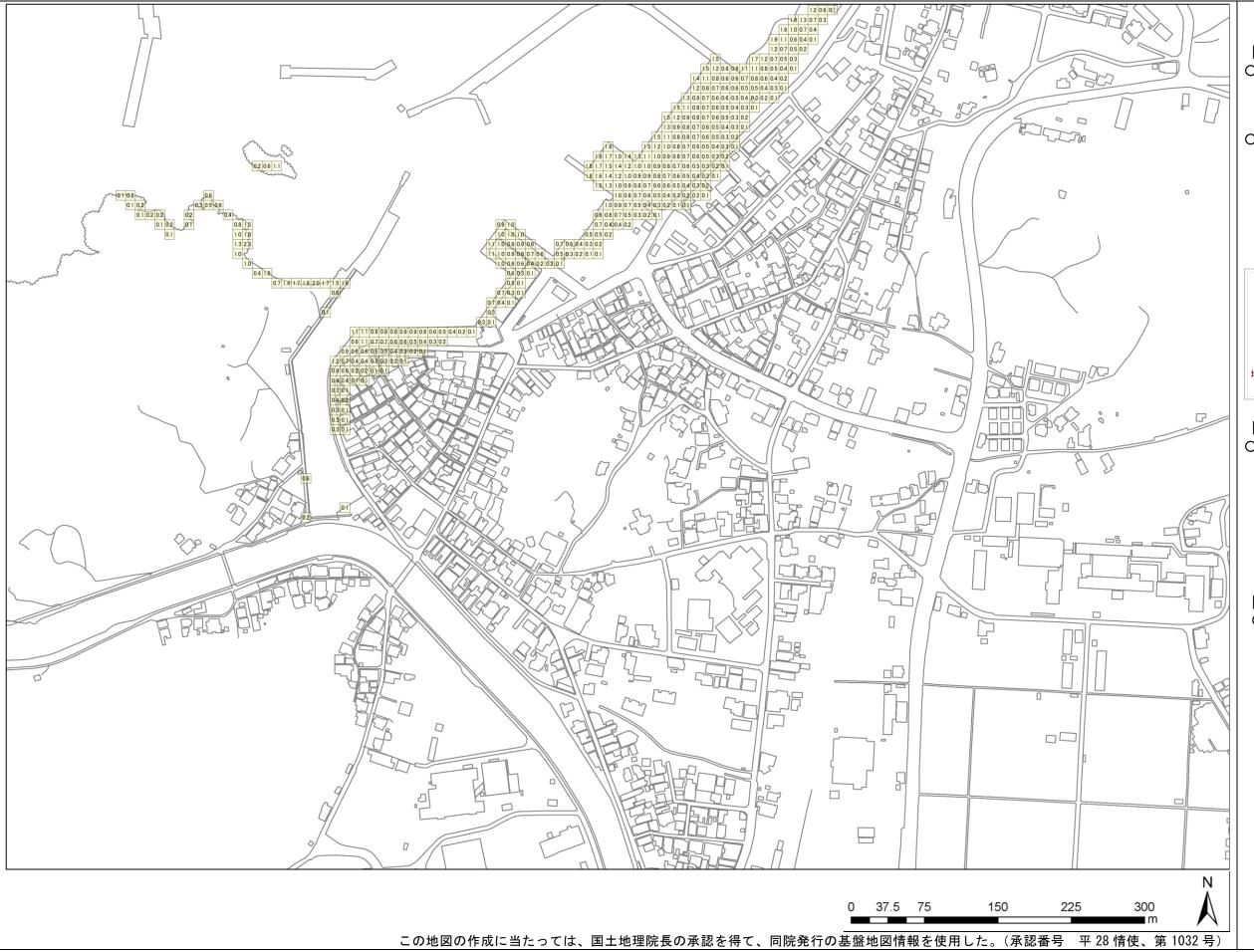
## 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

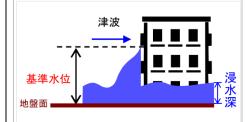
# 基準水位(案)(大田市)(24)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



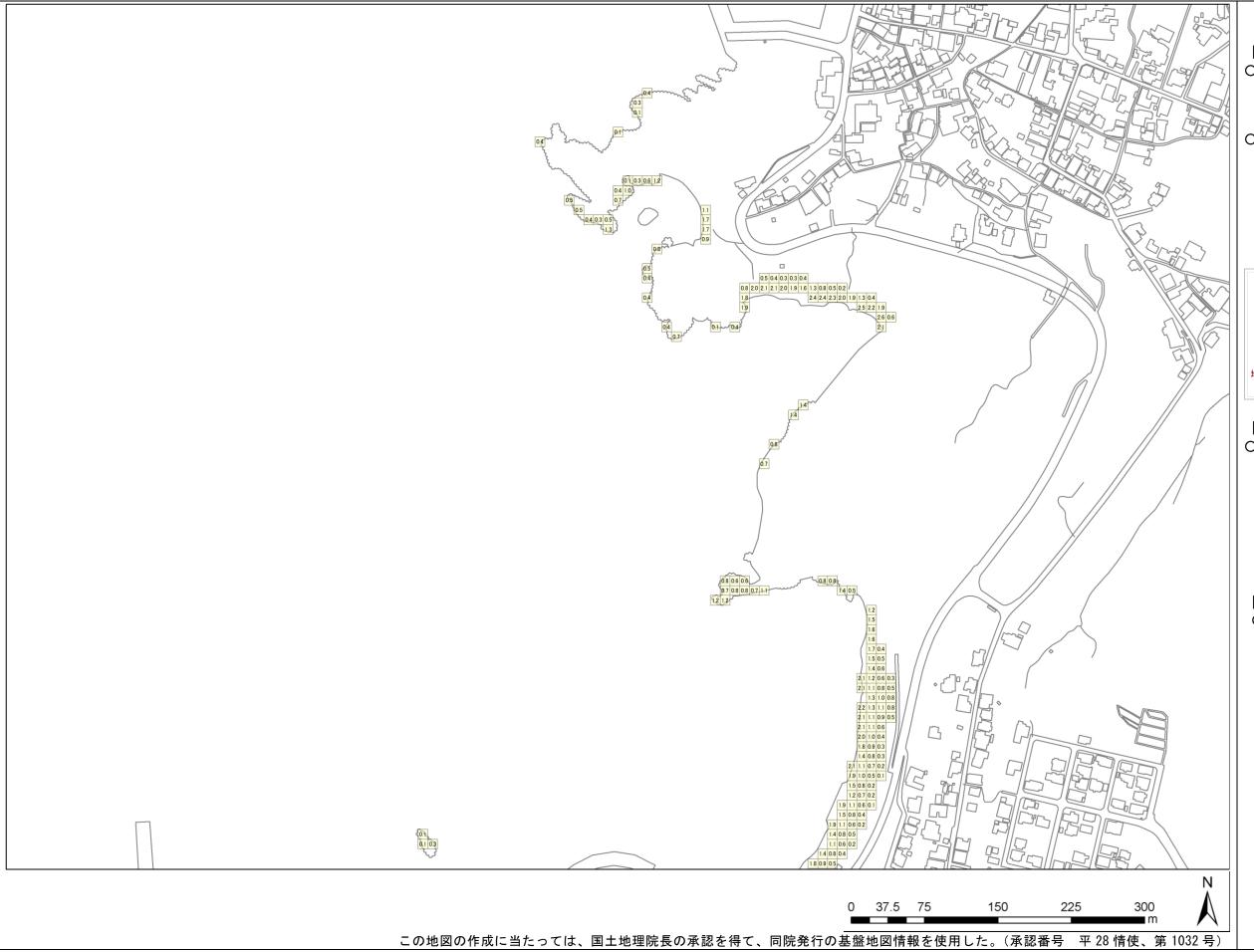
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

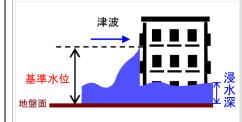
# 基準水位(案)(大田市)(25)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



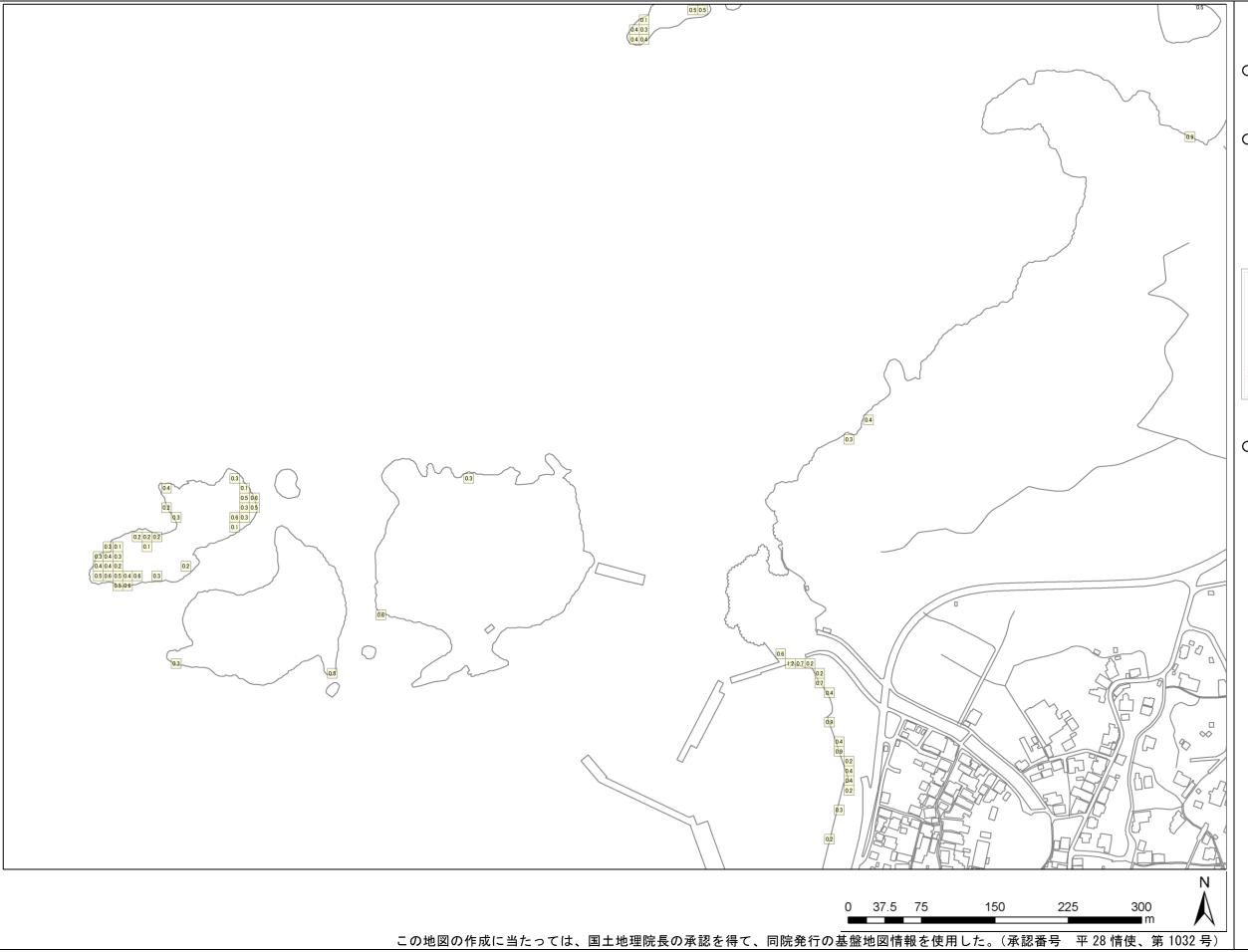
## 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

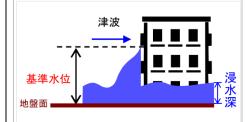
# 基準水位(案)(大田市)(26)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



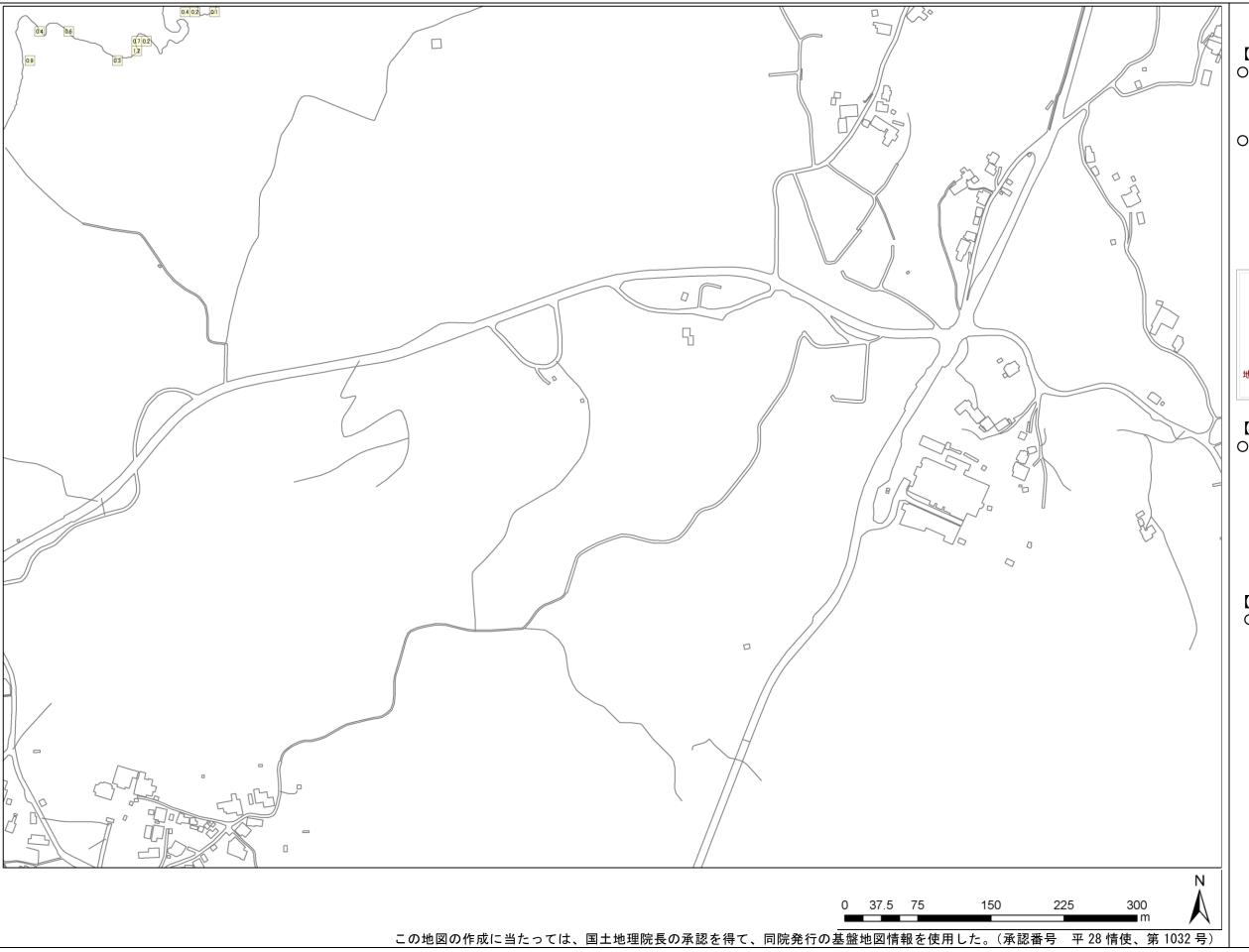
### 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

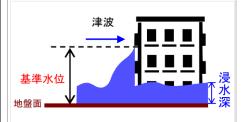
# 基準水位(案)(大田市)(27)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



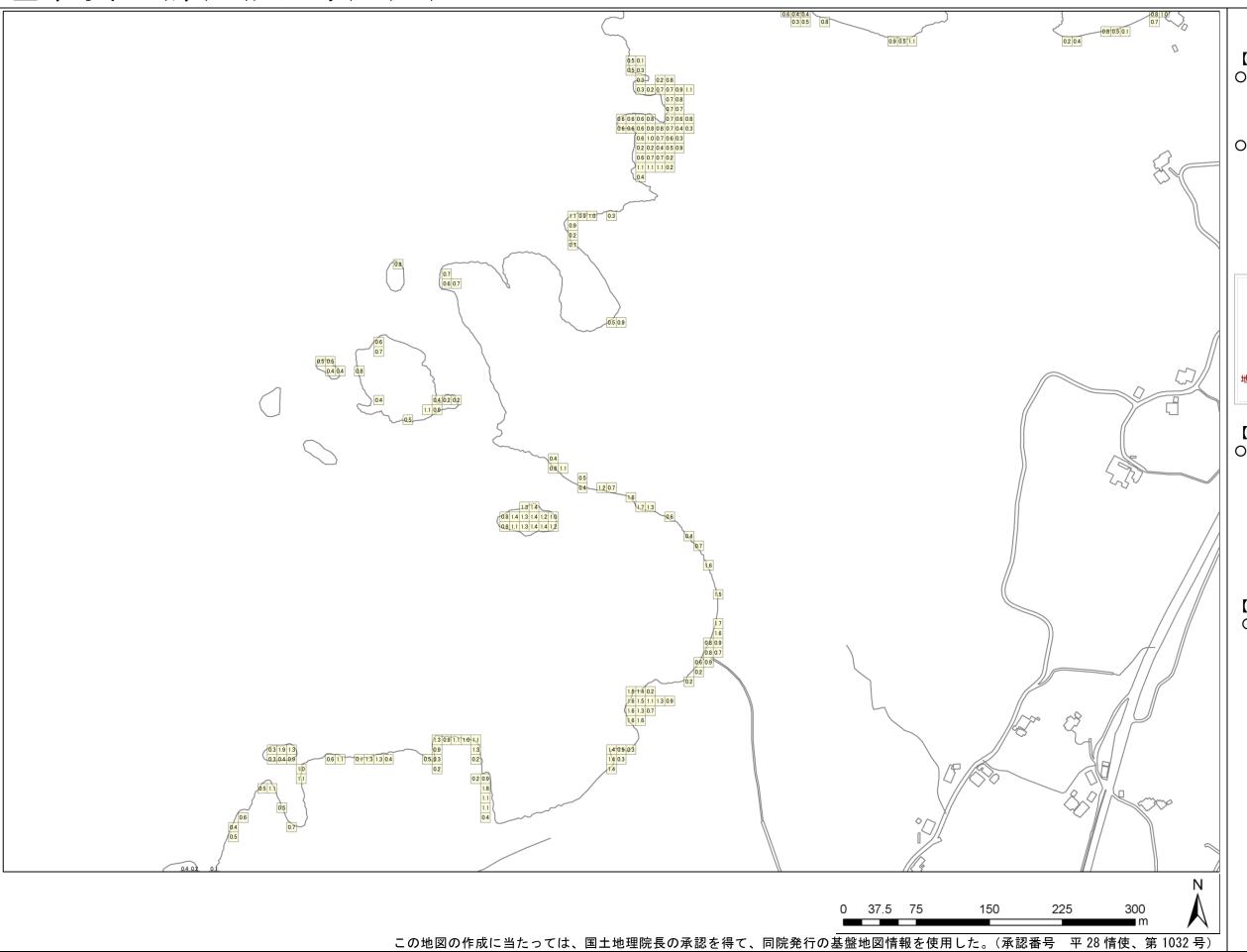
## 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

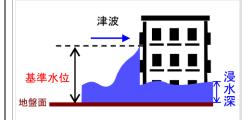
# 基準水位(案)(大田市)(28)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



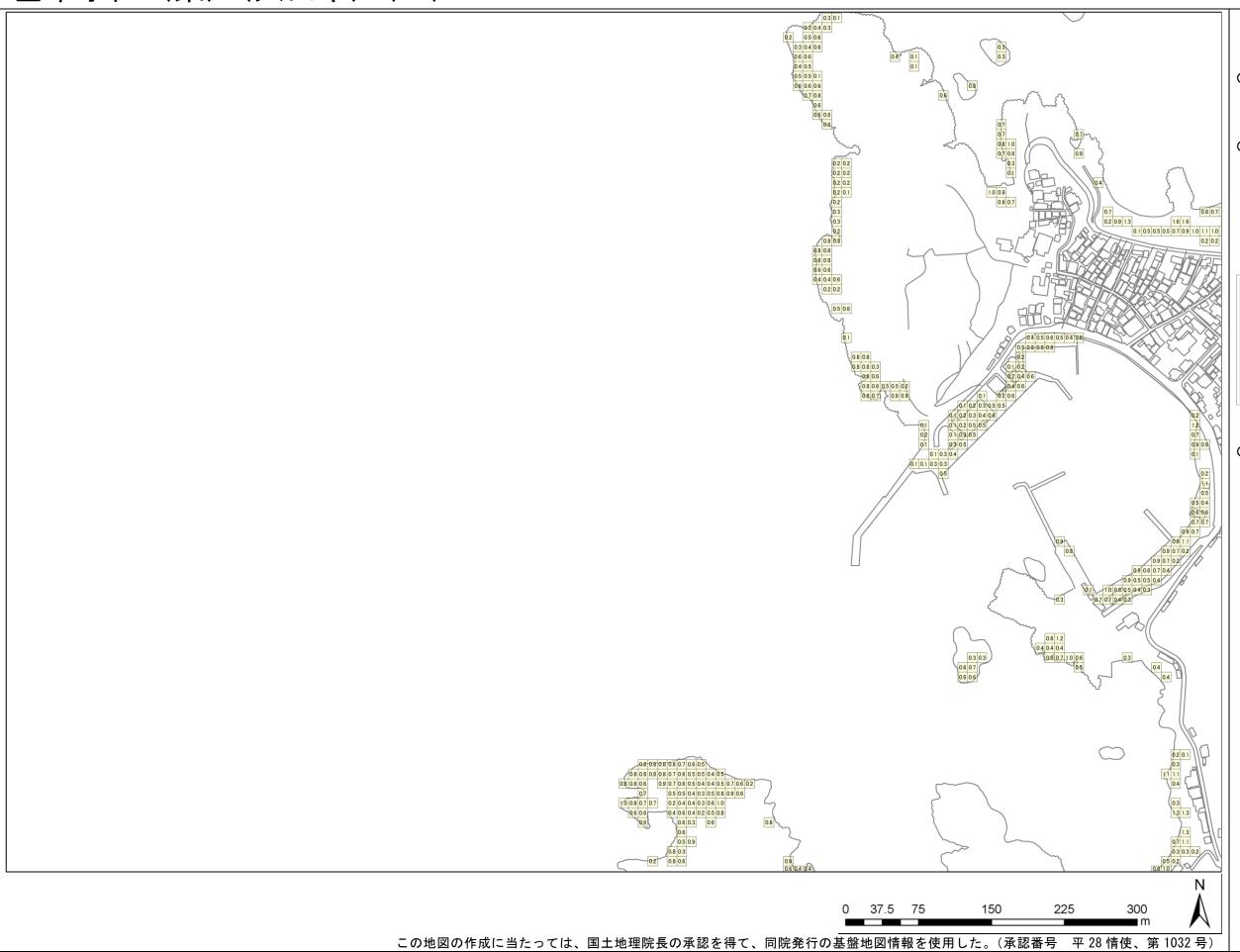
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

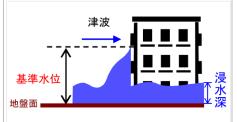
# 基準水位(案)(大田市)(29)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



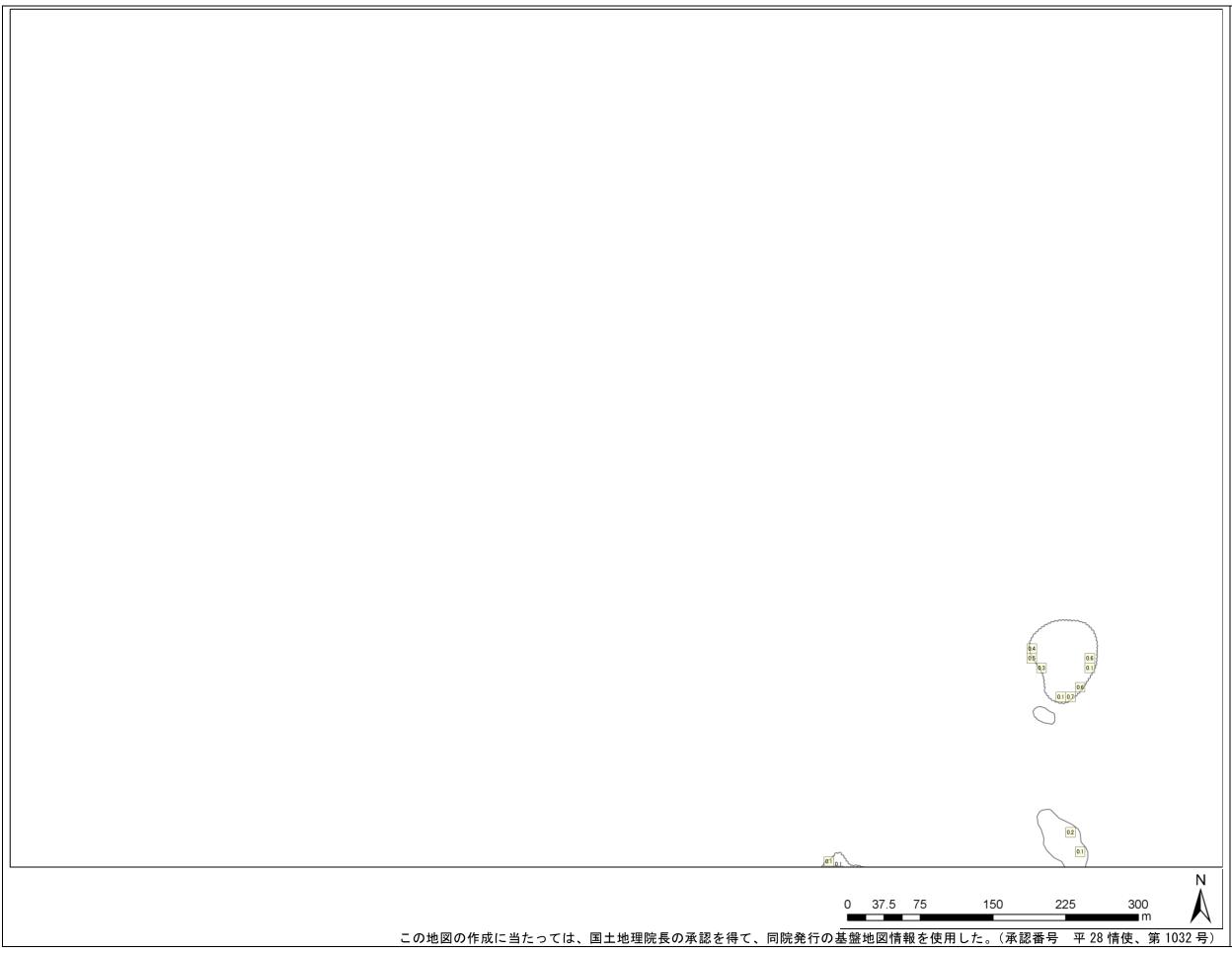
## 【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

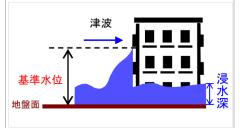
# 基準水位(案)(大田市)(30)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



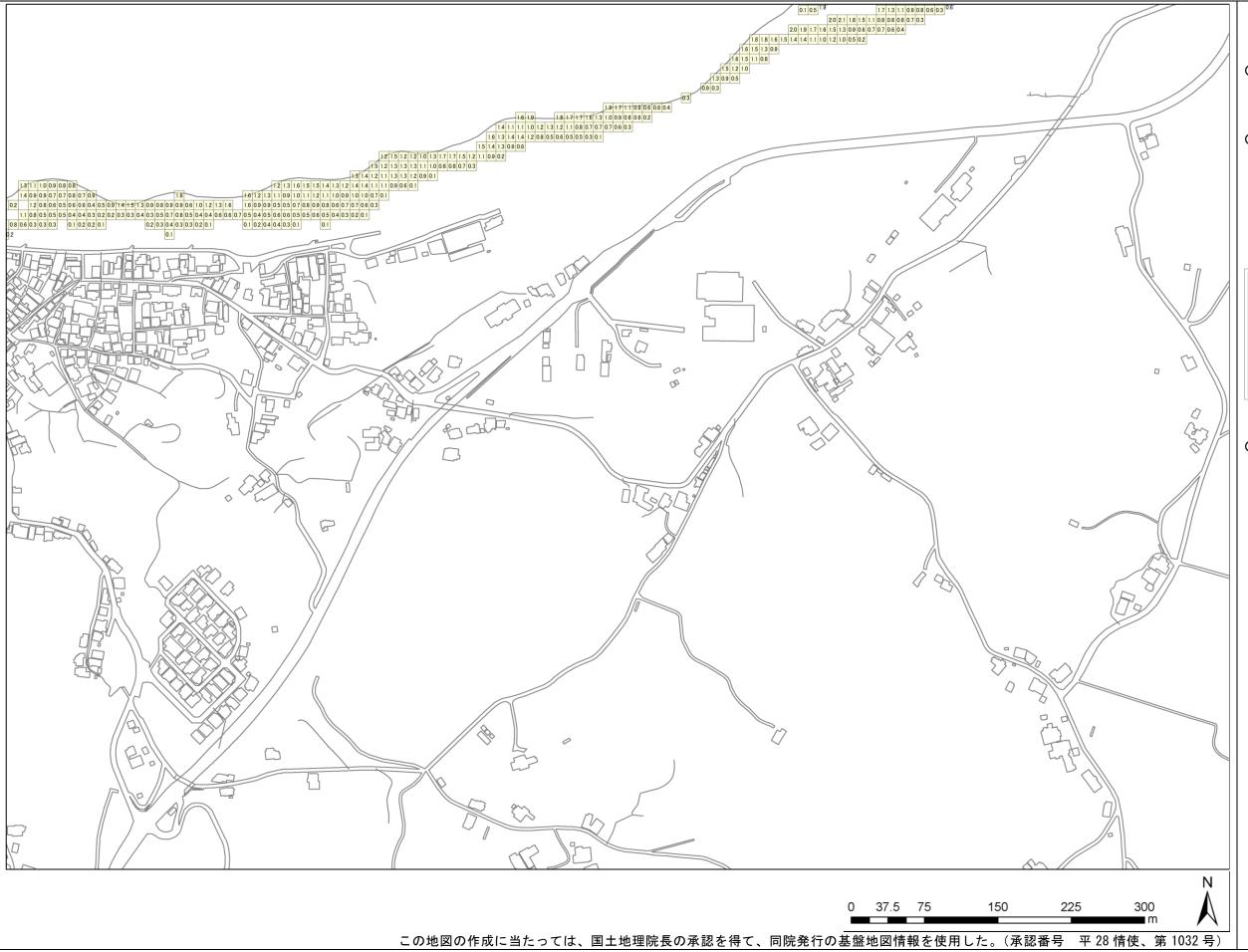
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

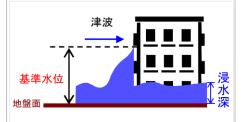
# 基準水位(案)(大田市)(31)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



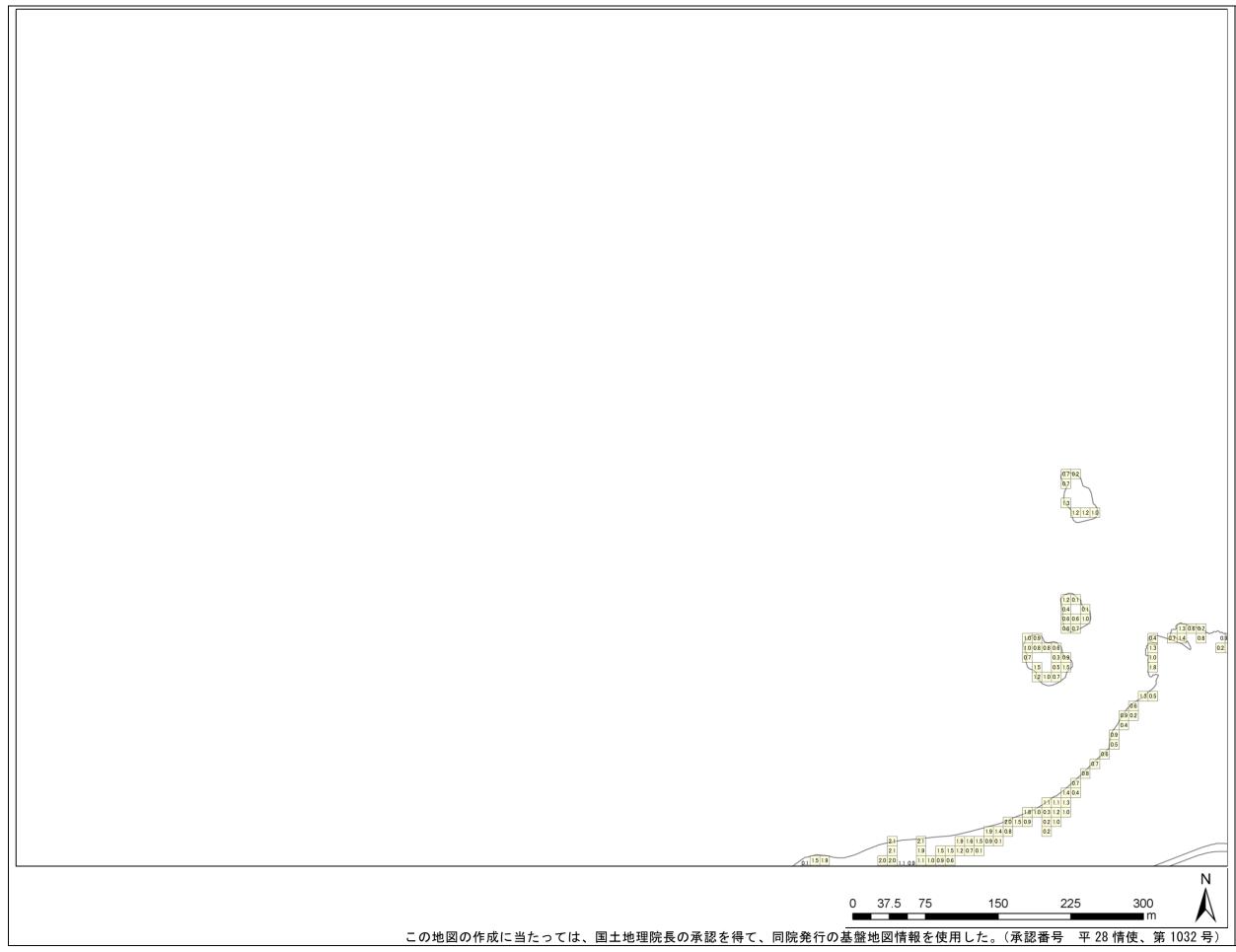
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

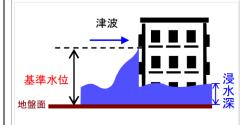
# 基準水位(案)(大田市)(32)



## <留意事項>

### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



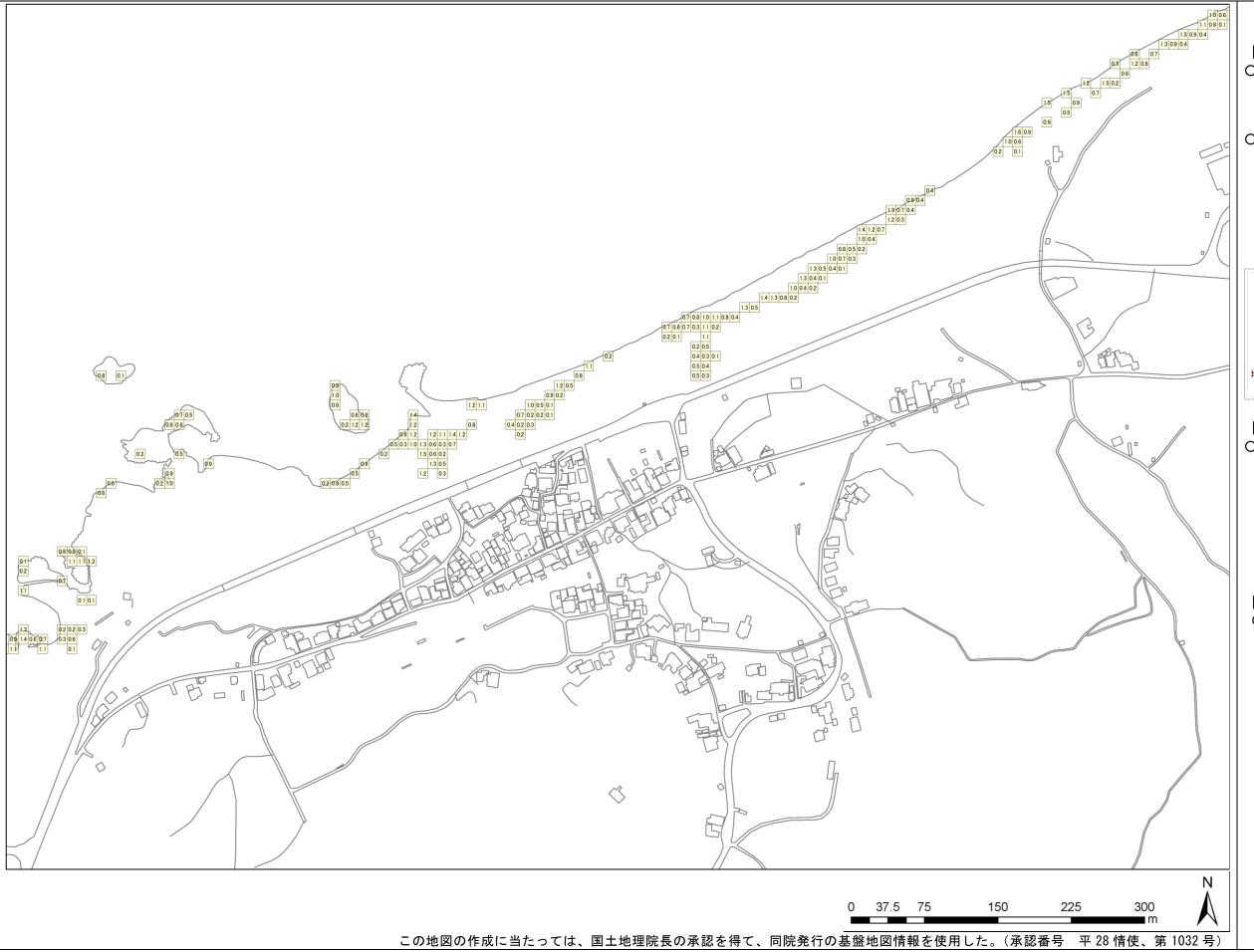
### 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

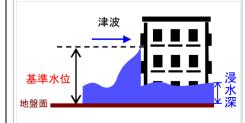
# 基準水位(案)(大田市)(33)



## <留意事項>

## 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



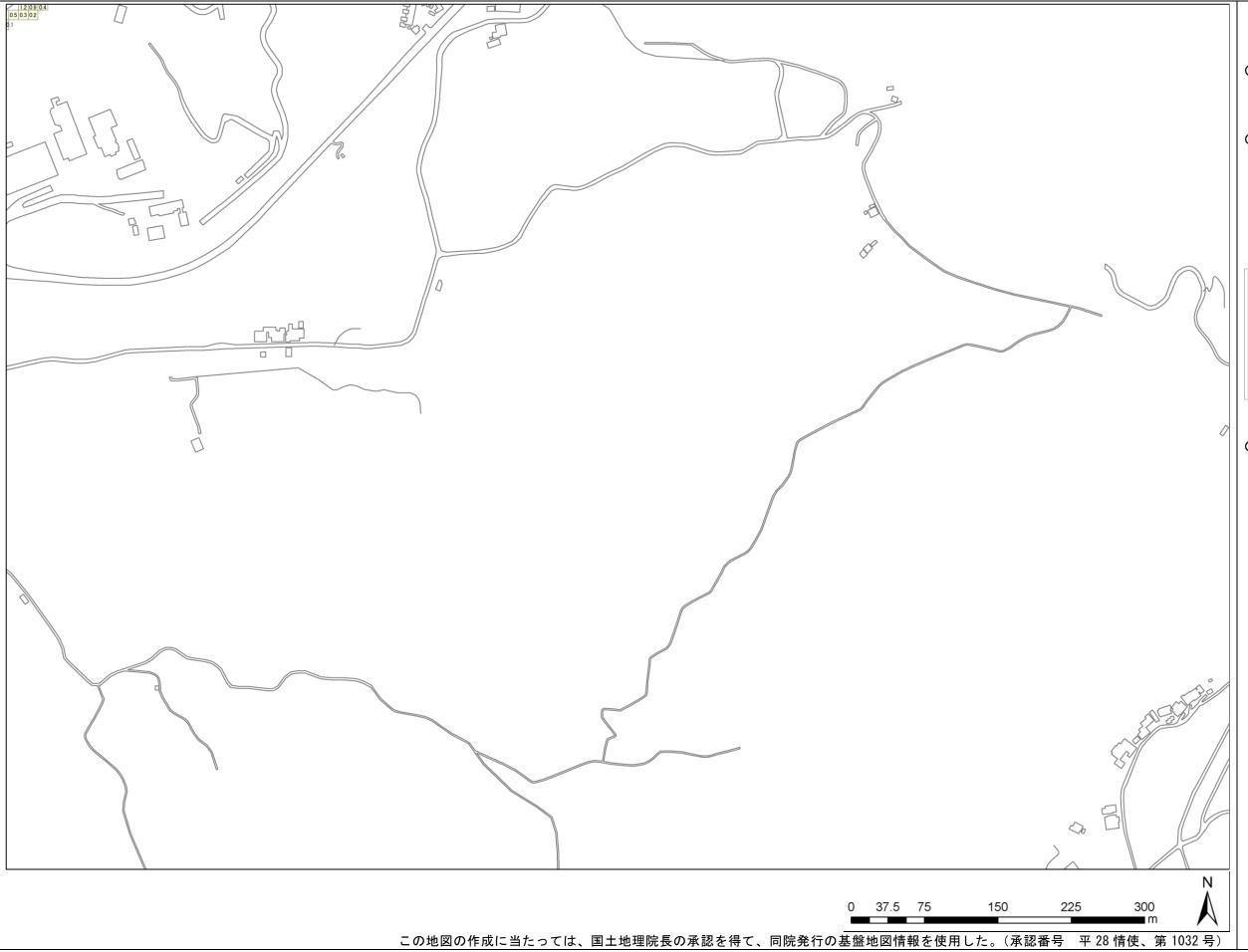
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

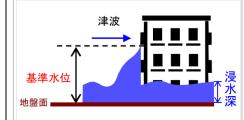
# 基準水位(案)(大田市)(34)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



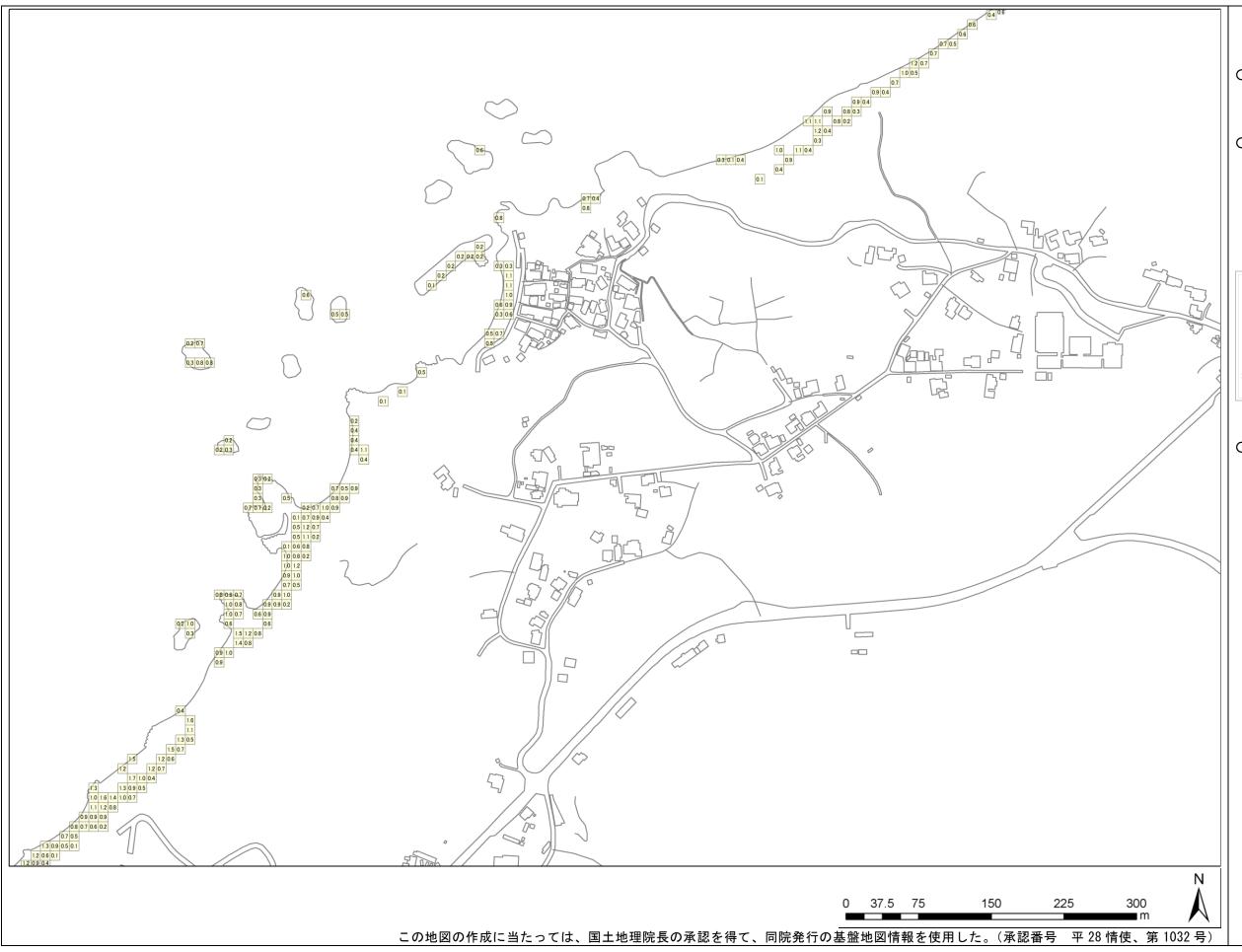
## 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

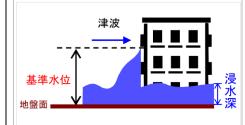
# 基準水位(案)(大田市)(35)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



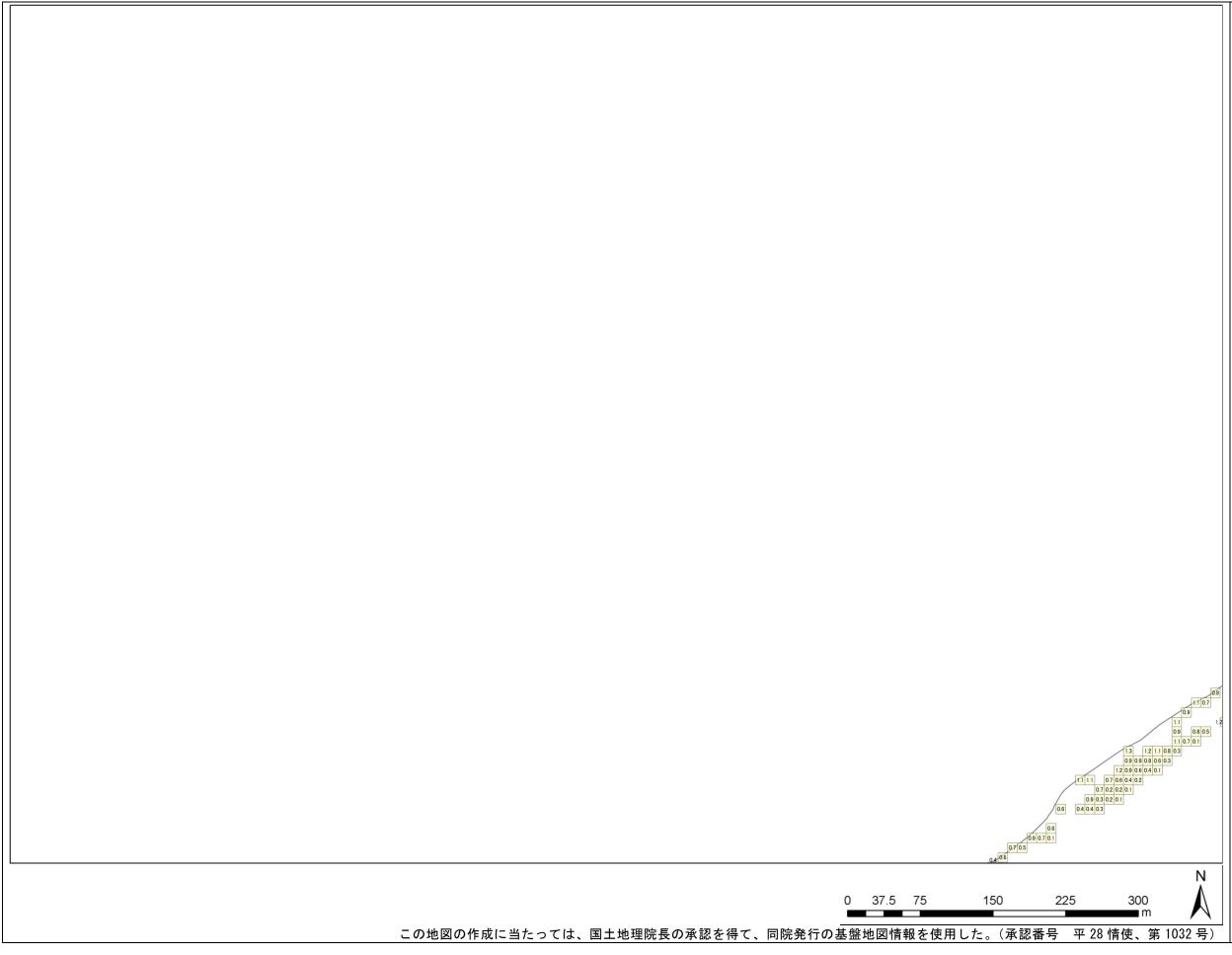
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

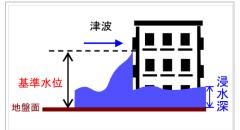
# 基準水位(案)(大田市)(36)



## <留意事項>

## 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



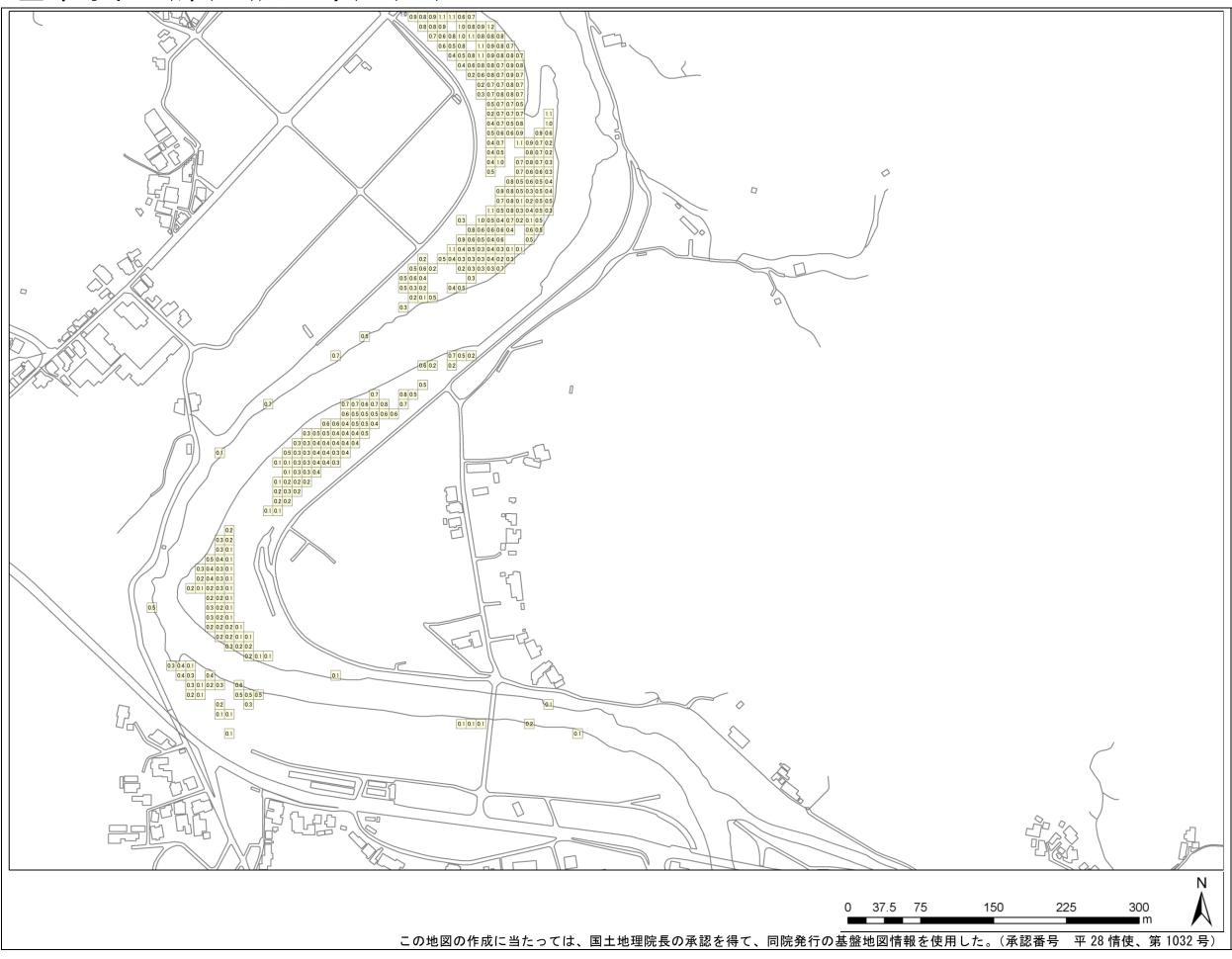
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

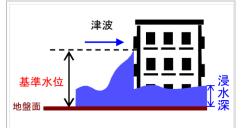
# 基準水位(案)(大田市)(37)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



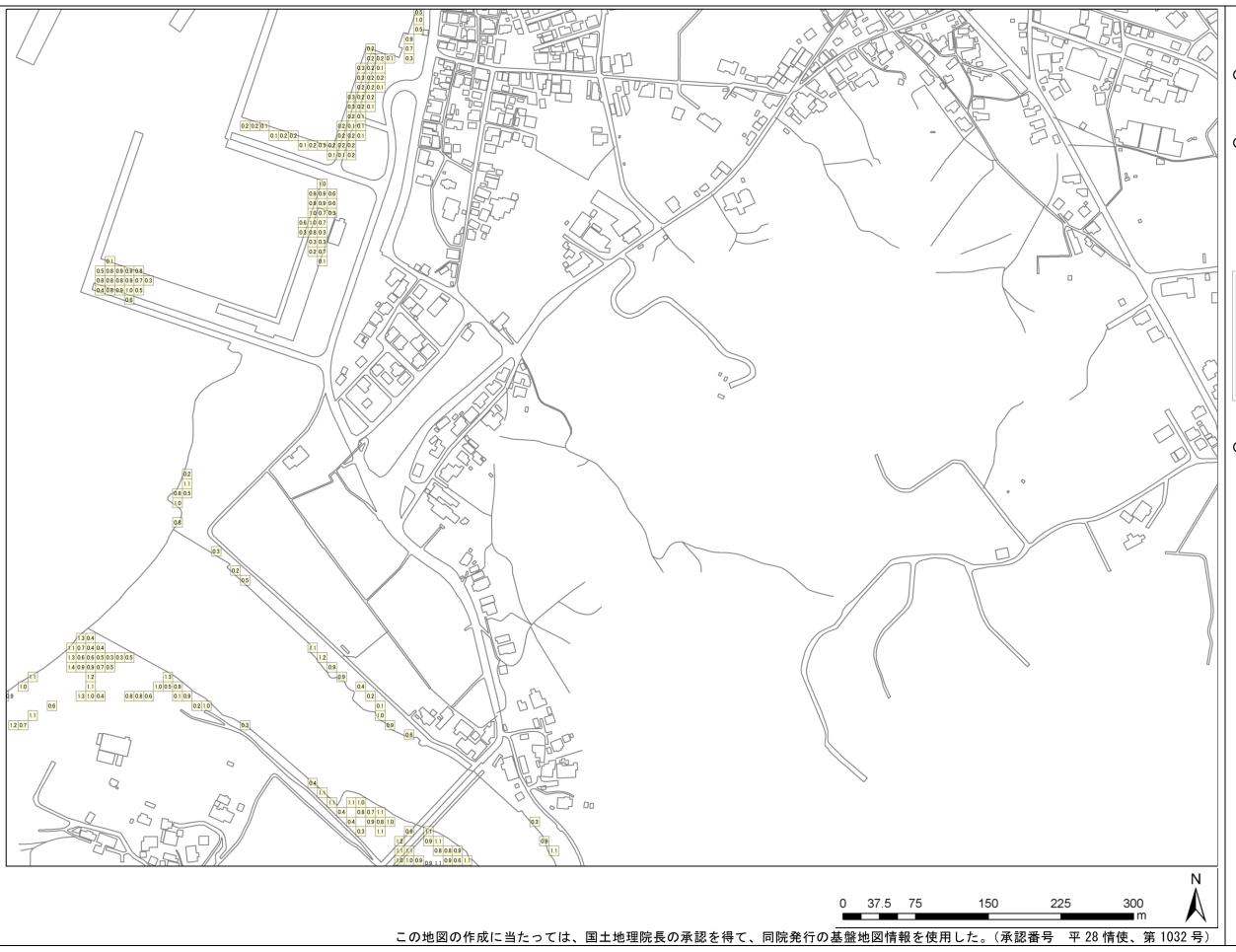
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

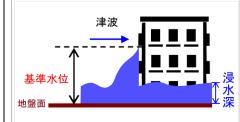
# 基準水位(案)(大田市)(38)



# <留意事項>

## 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



### 【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

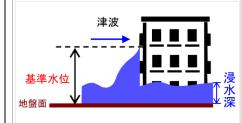
# 基準水位(案)(大田市)(39)



# <留意事項>

## 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



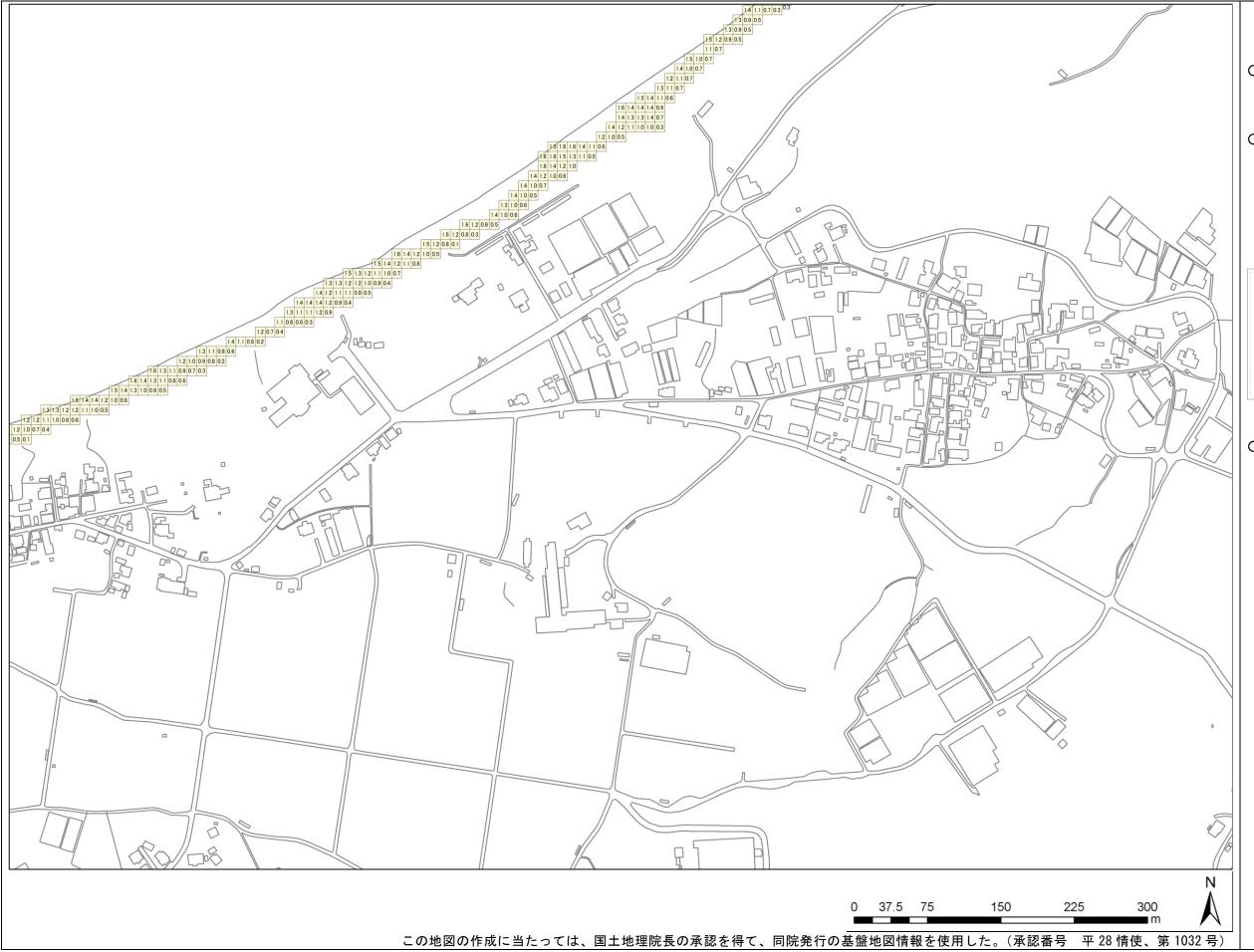
### 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

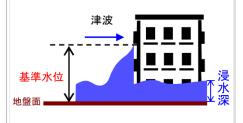
# 基準水位(案)(大田市)(40)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



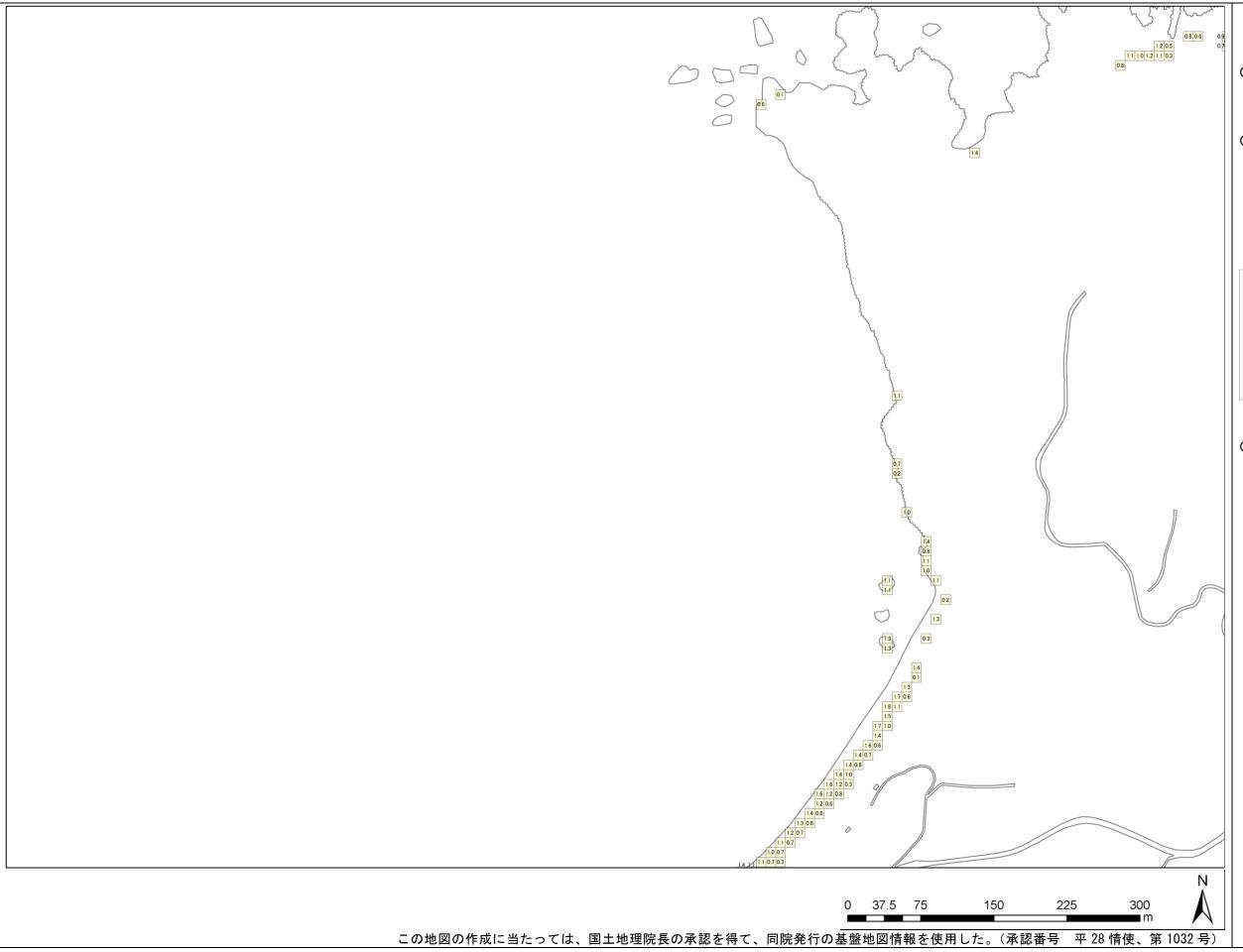
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

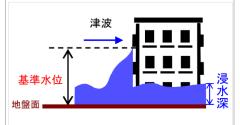
# 基準水位(案)(大田市)(41)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



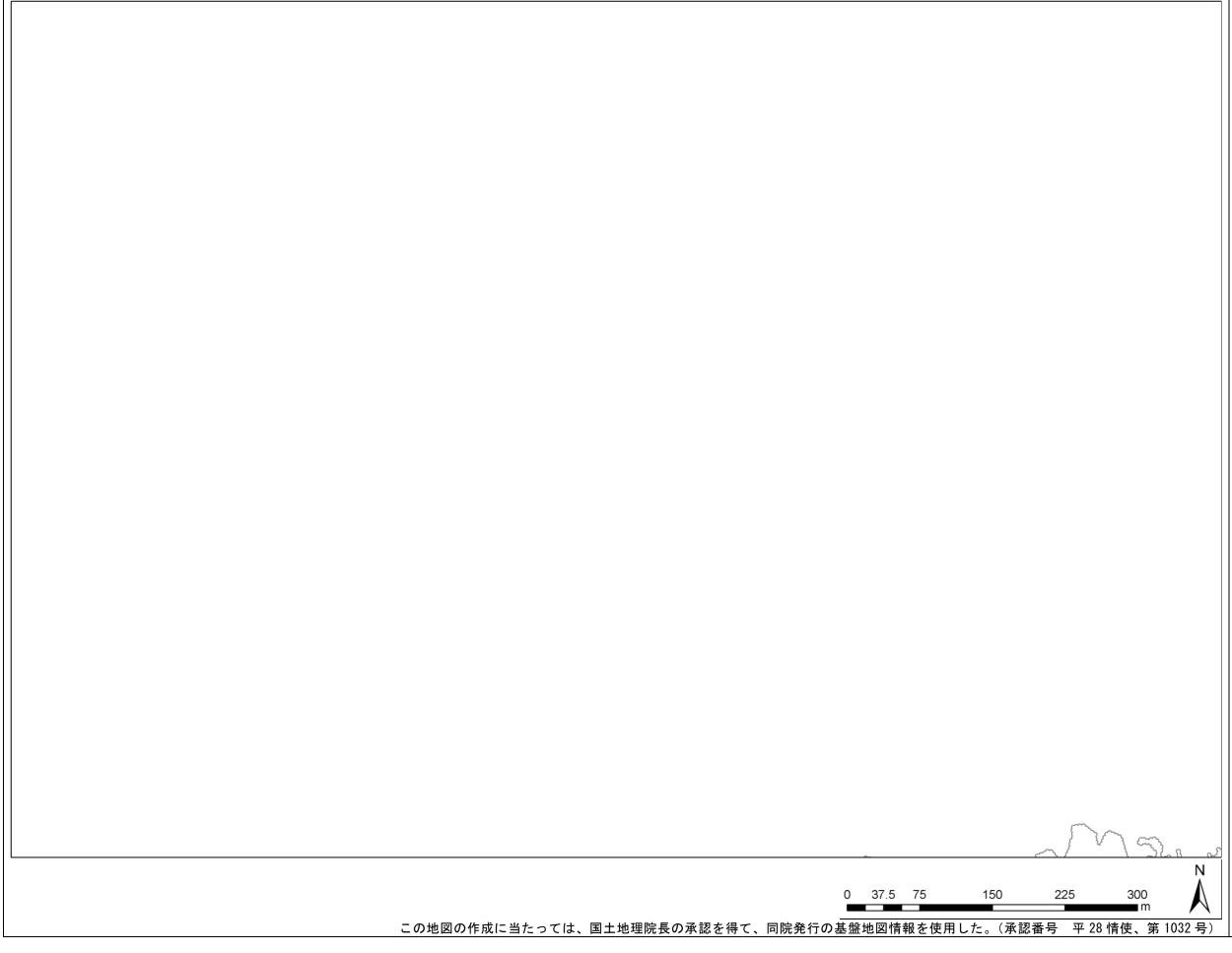
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

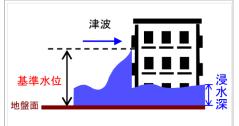
# 基準水位(案)(大田市)(42)



## <留意事項>

## 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



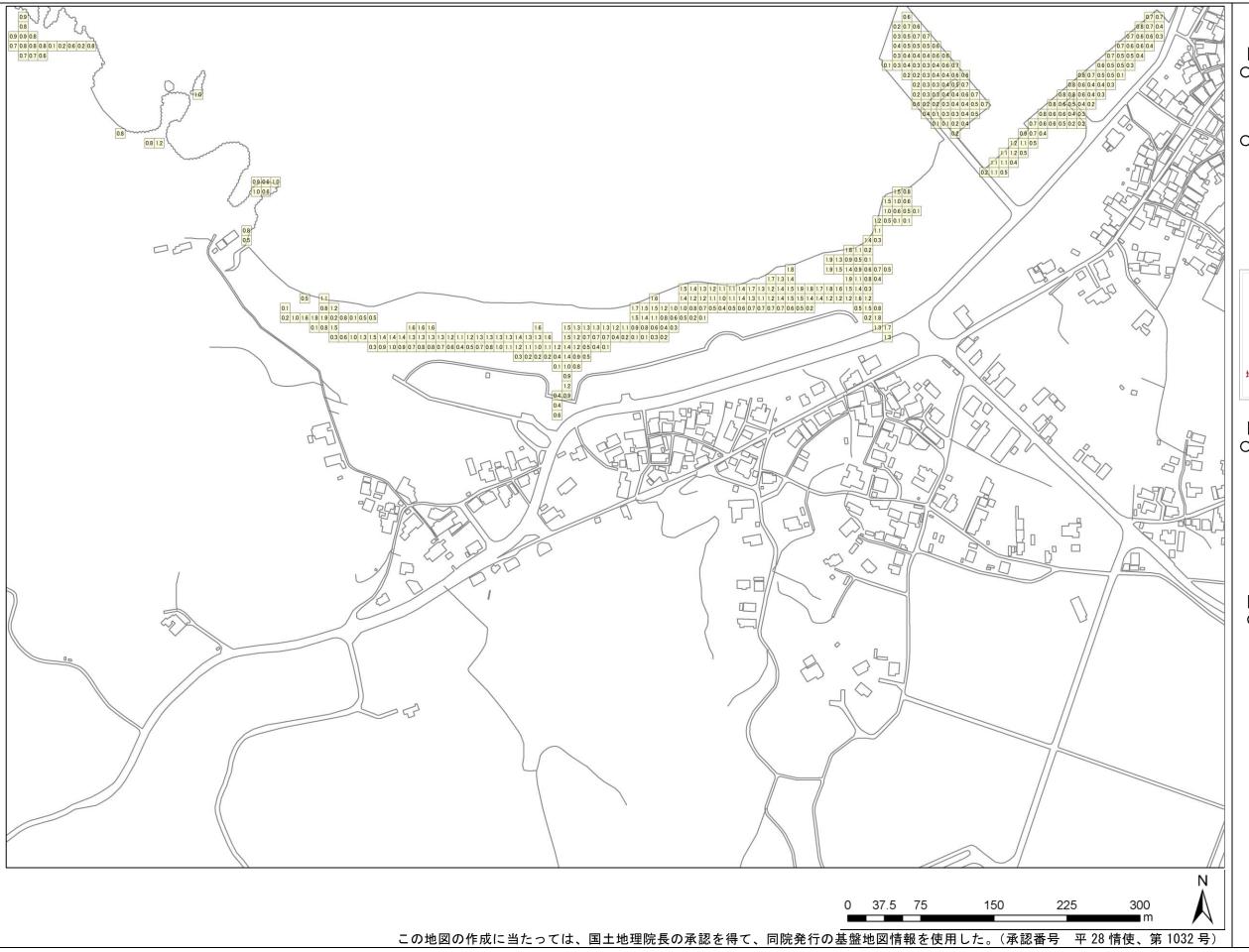
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

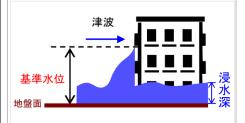
# 基準水位(案)(大田市)(43)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



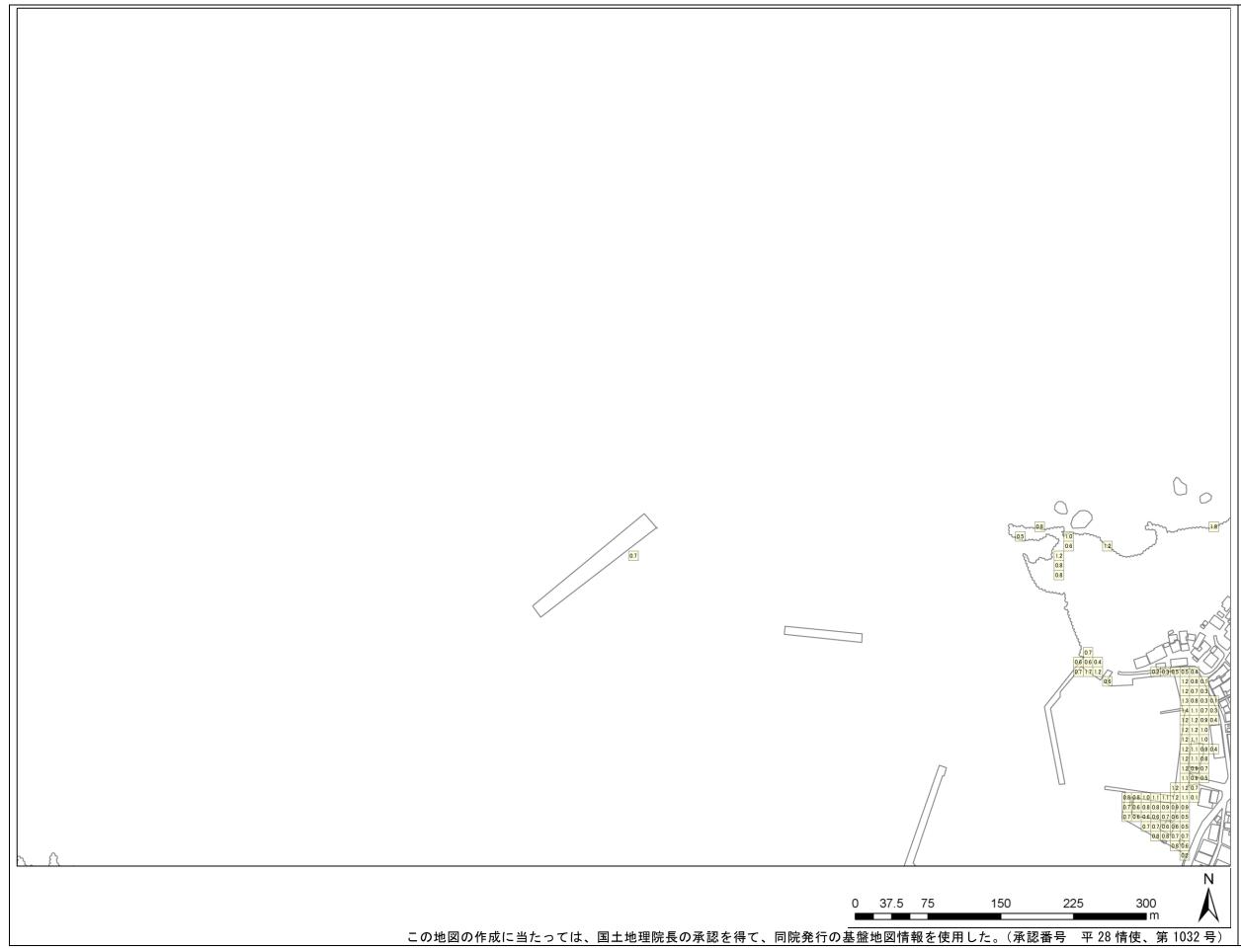
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

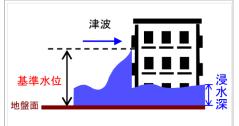
# 基準水位(案)(大田市)(44)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



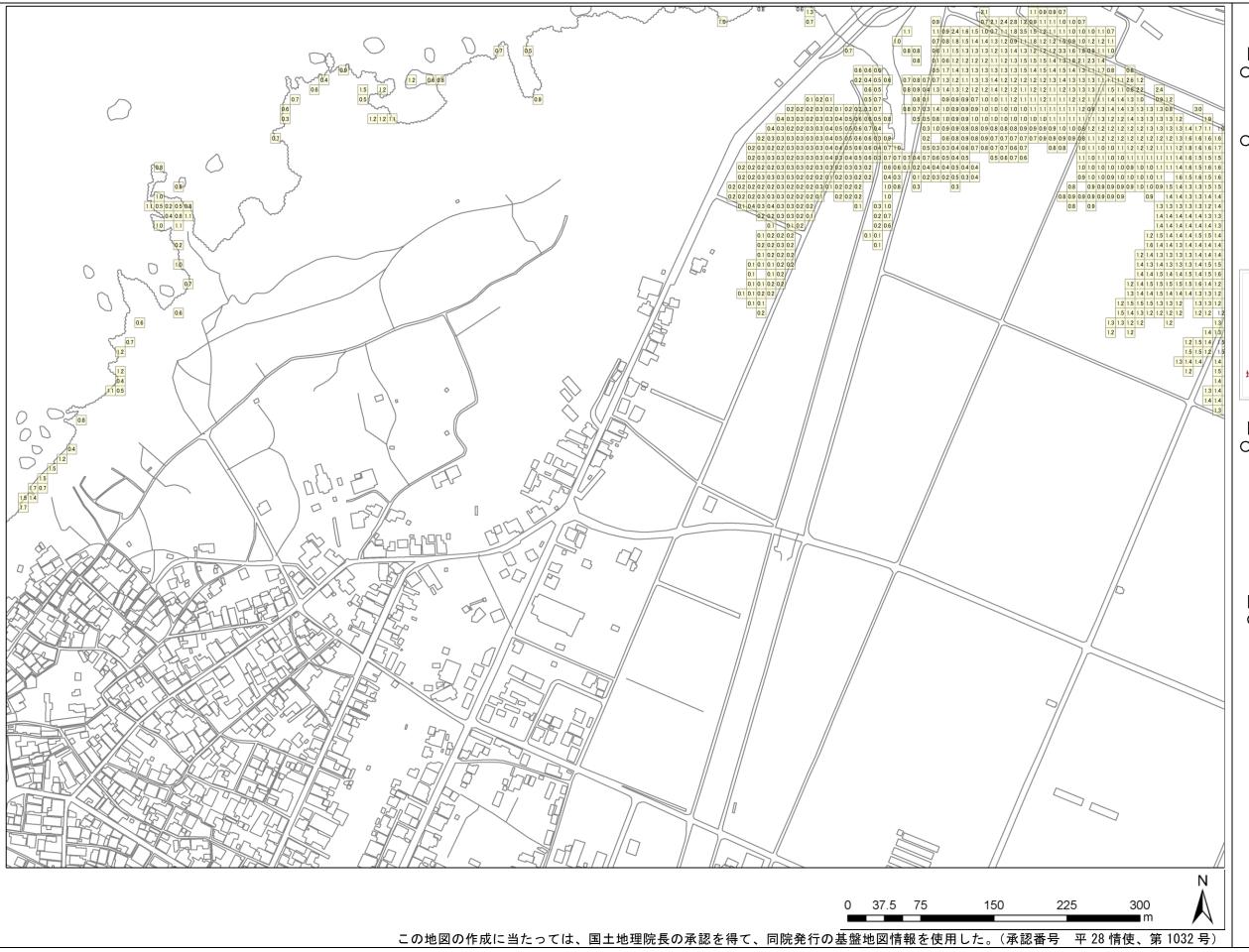
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

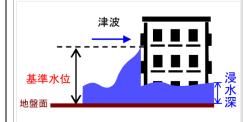
# 基準水位(案)(大田市)(45)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- ) 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ (メートル単位)で表示しています。



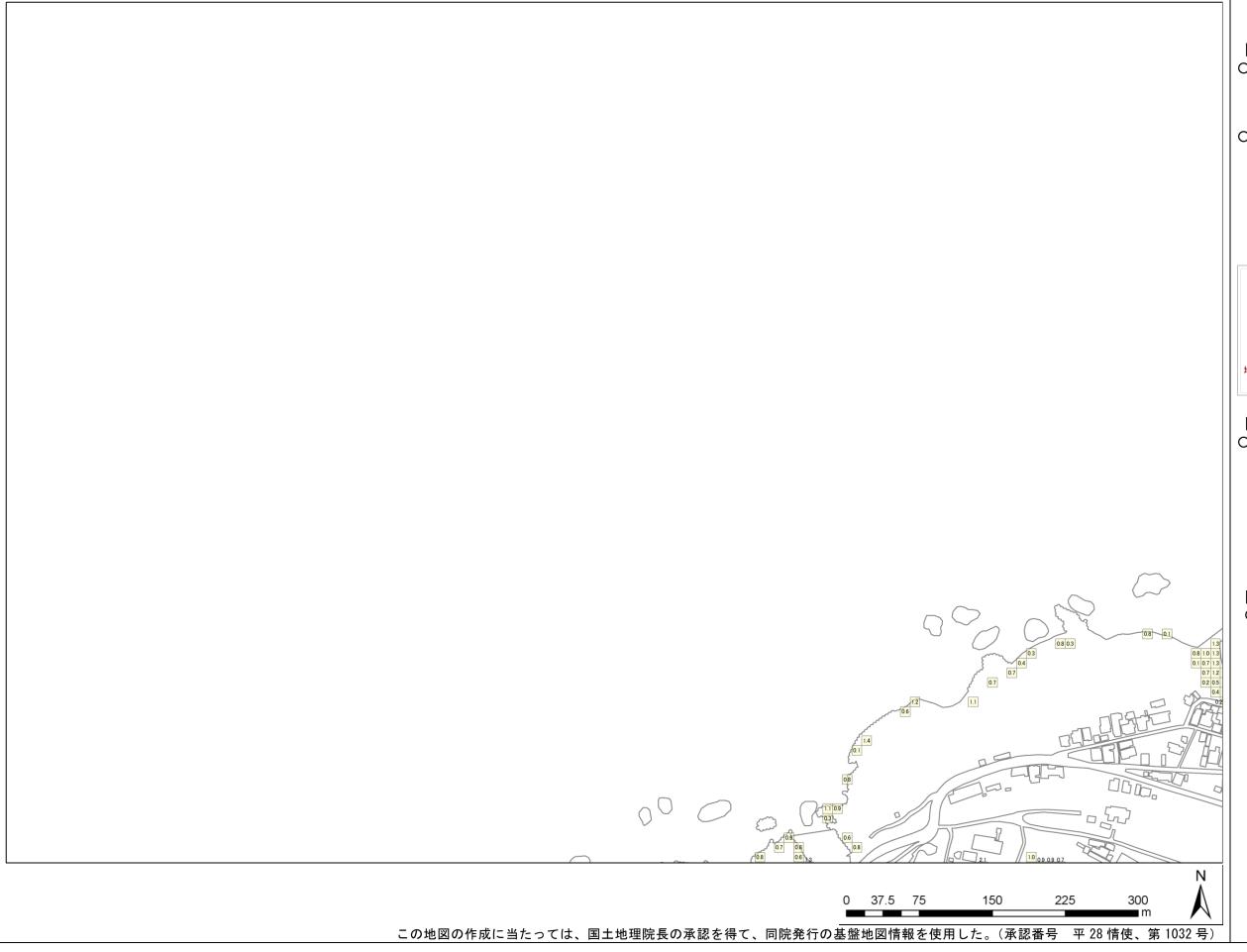
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

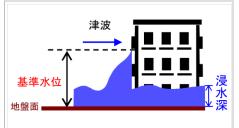
# 基準水位(案)(大田市)(46)



## <留意事項>

## 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



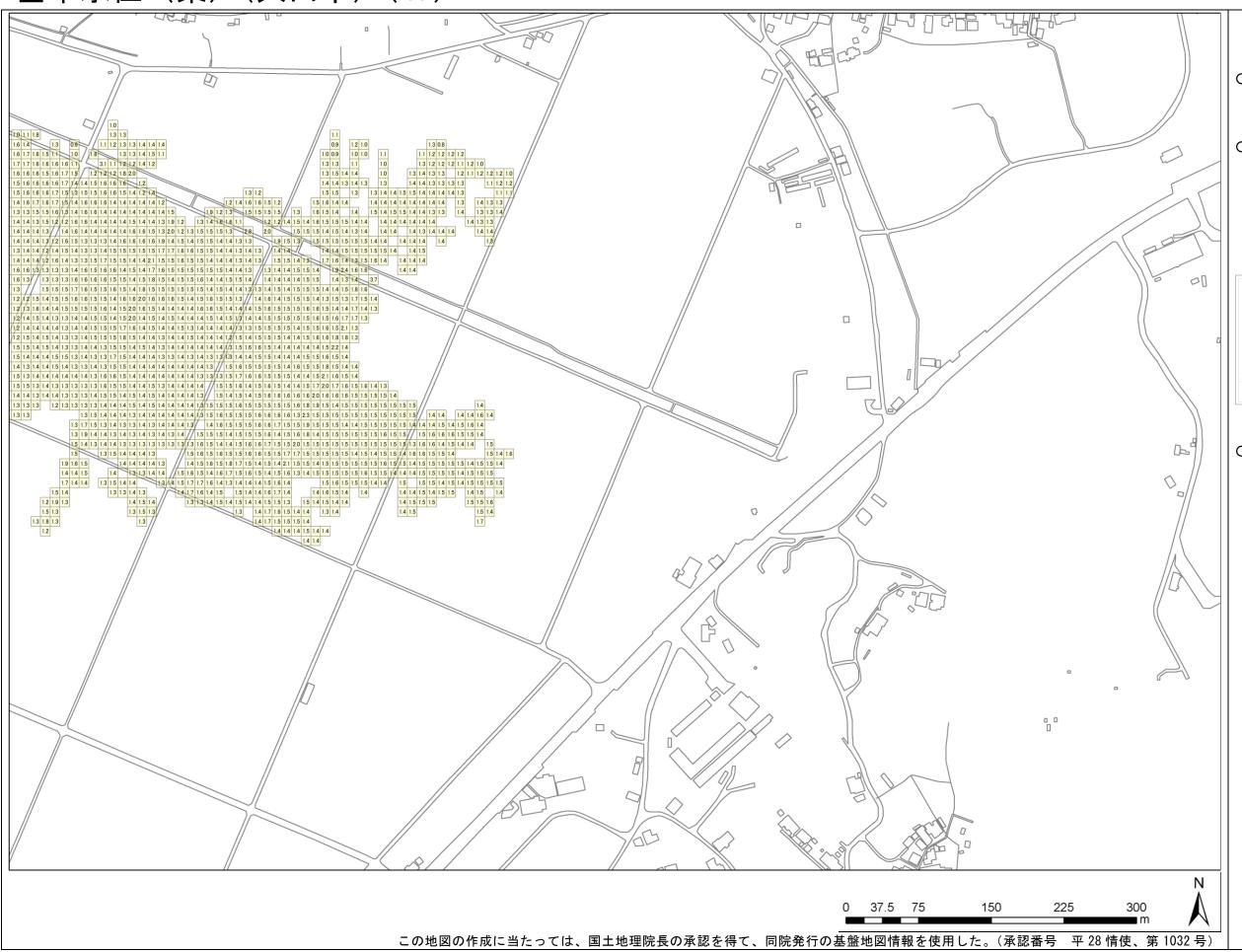
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

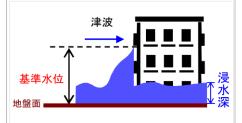
# 基準水位(案)(大田市)(47)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



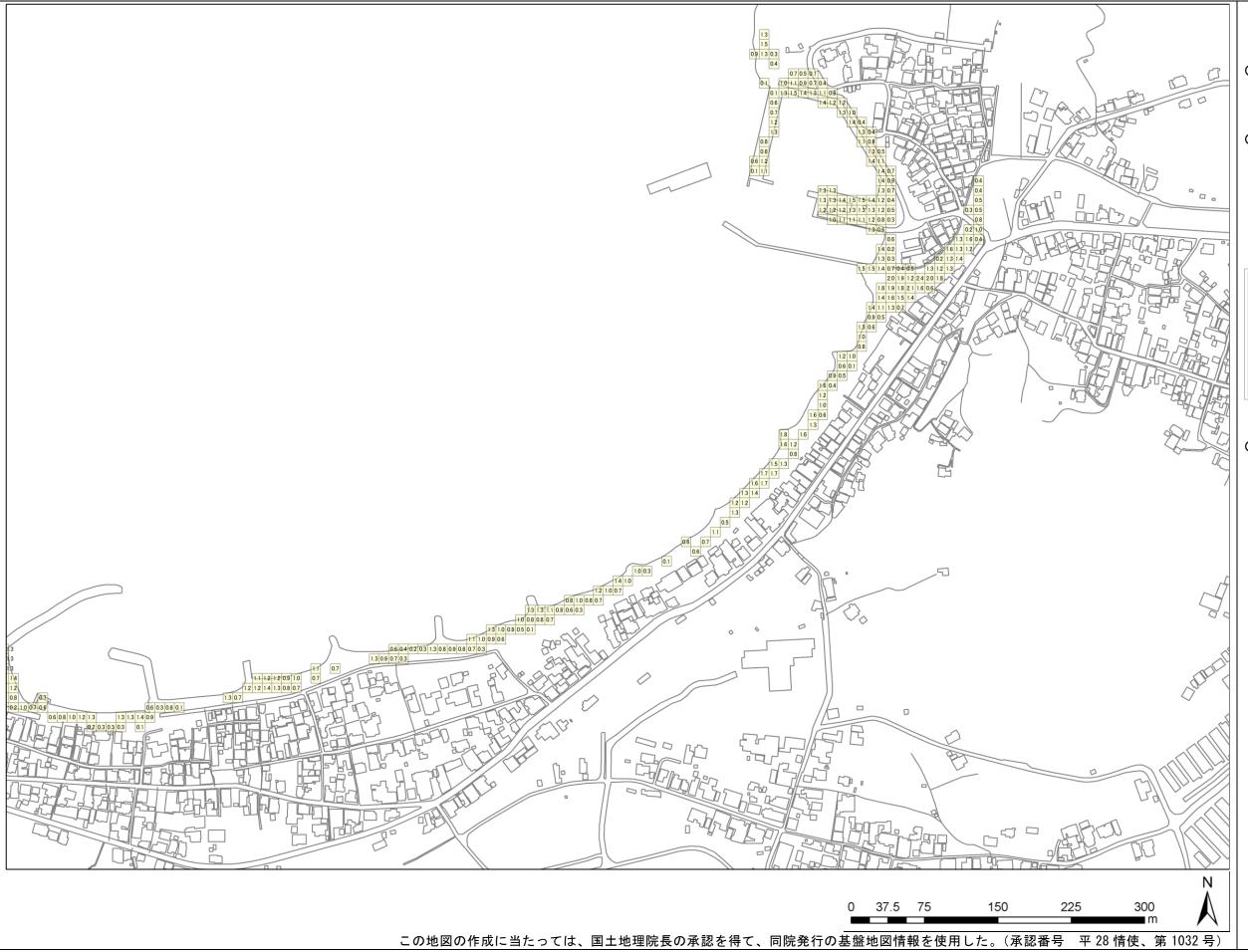
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

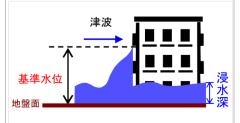
# 基準水位(案)(大田市)(48)



# <留意事項>

## 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



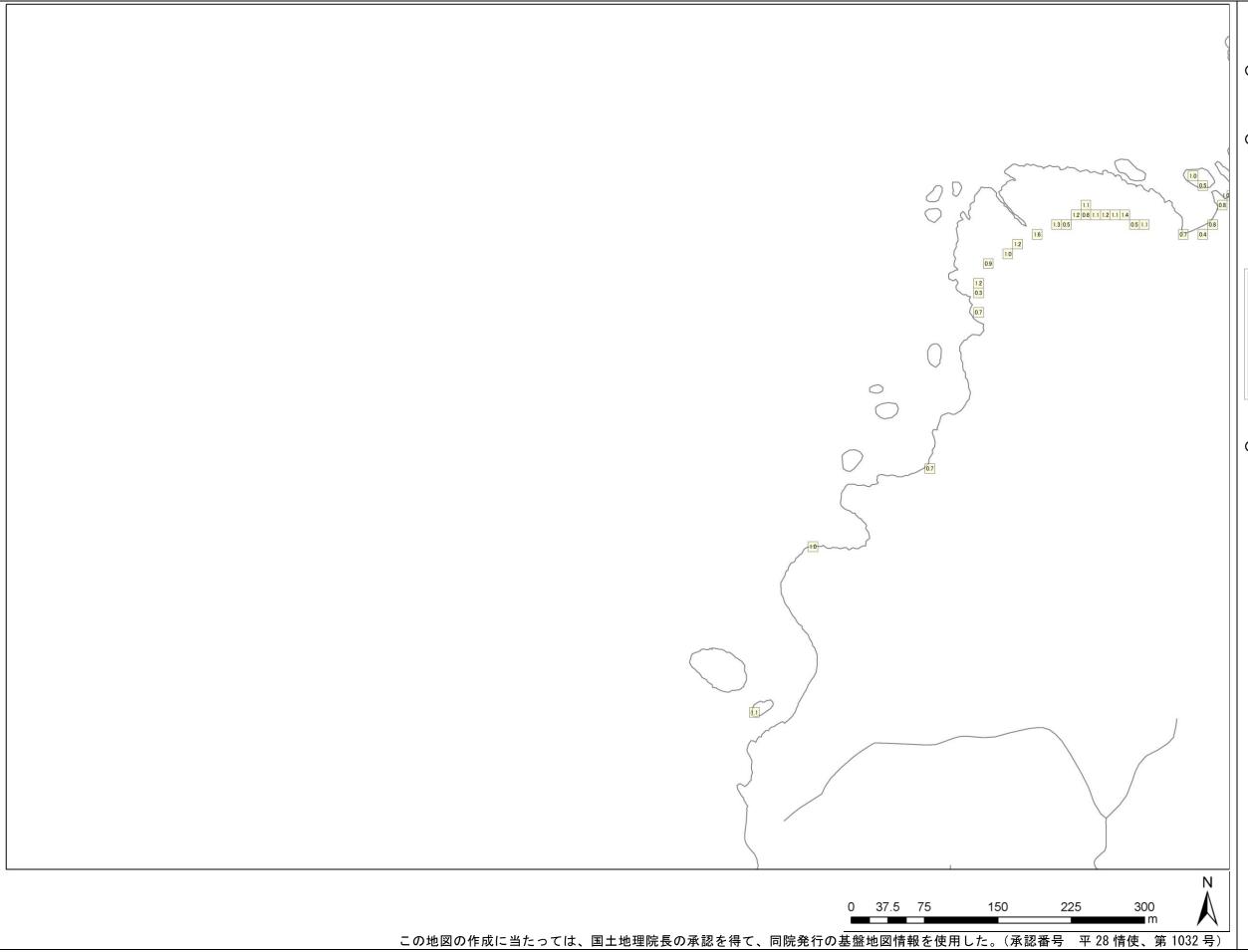
## 【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

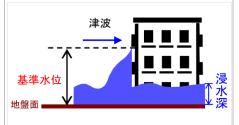
# 基準水位(案)(大田市)(49)



# <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



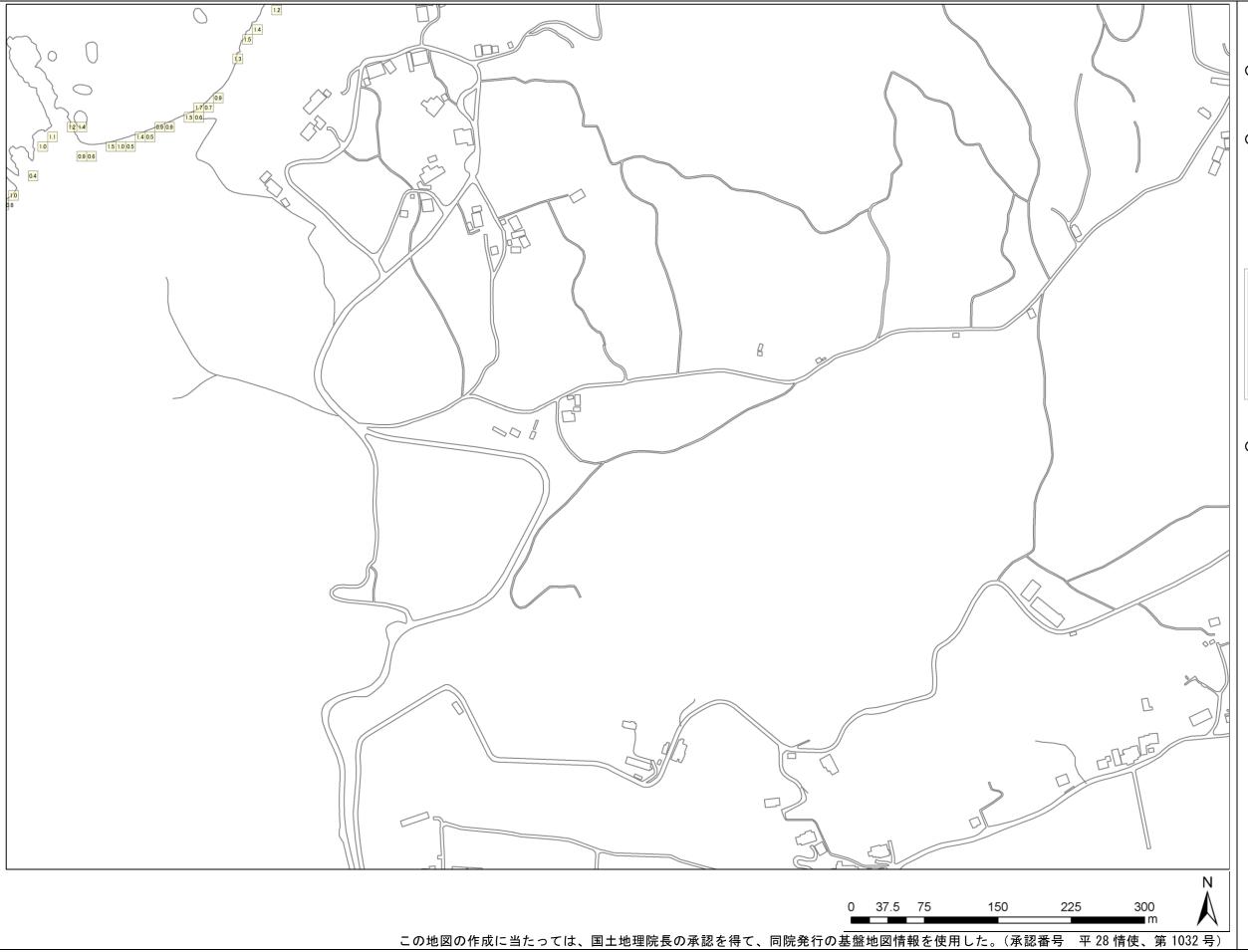
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

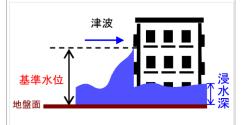
# 基準水位(案)(大田市)(50)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。

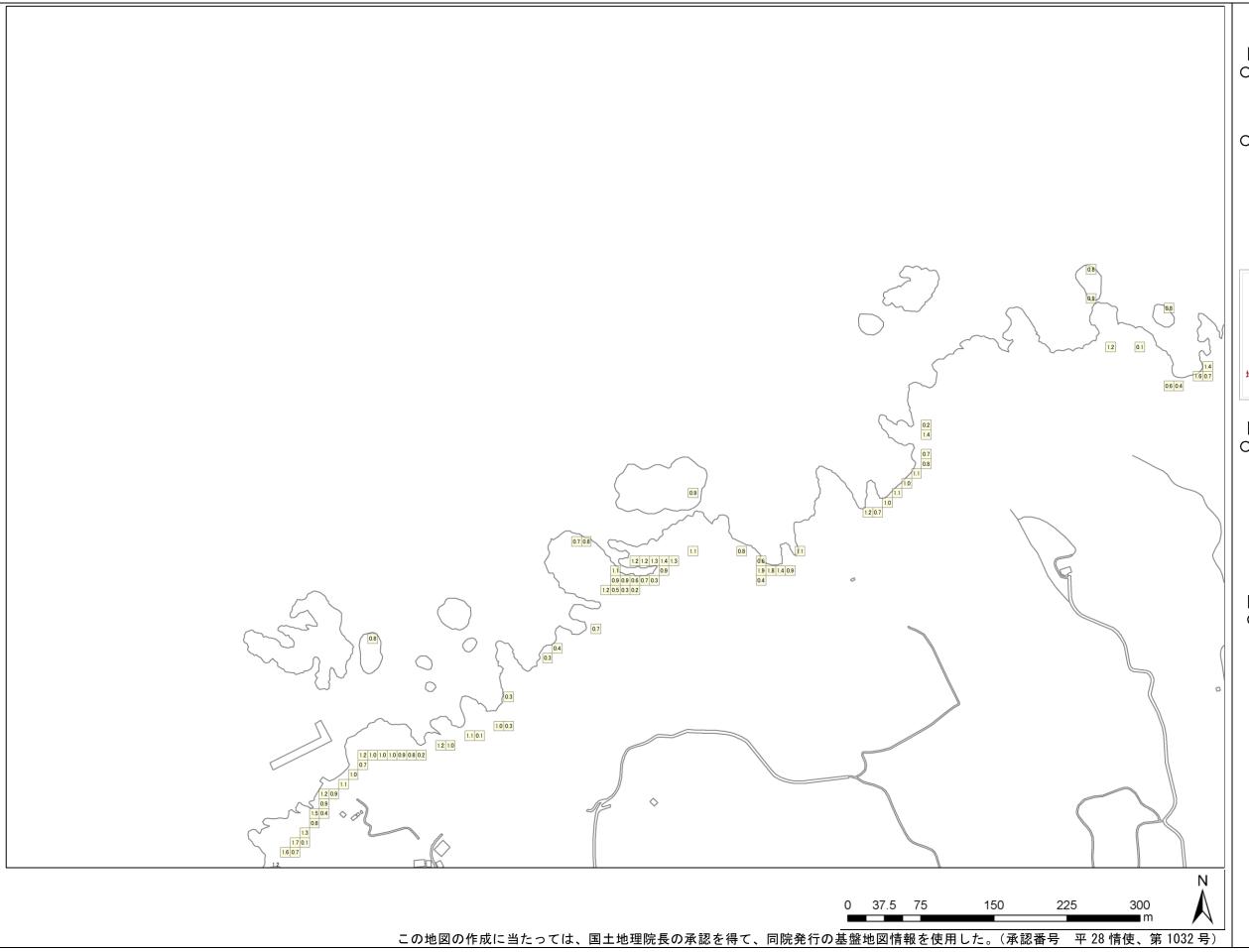


### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

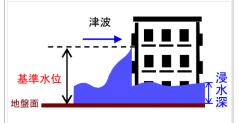
〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。



# <留意事項>

## 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



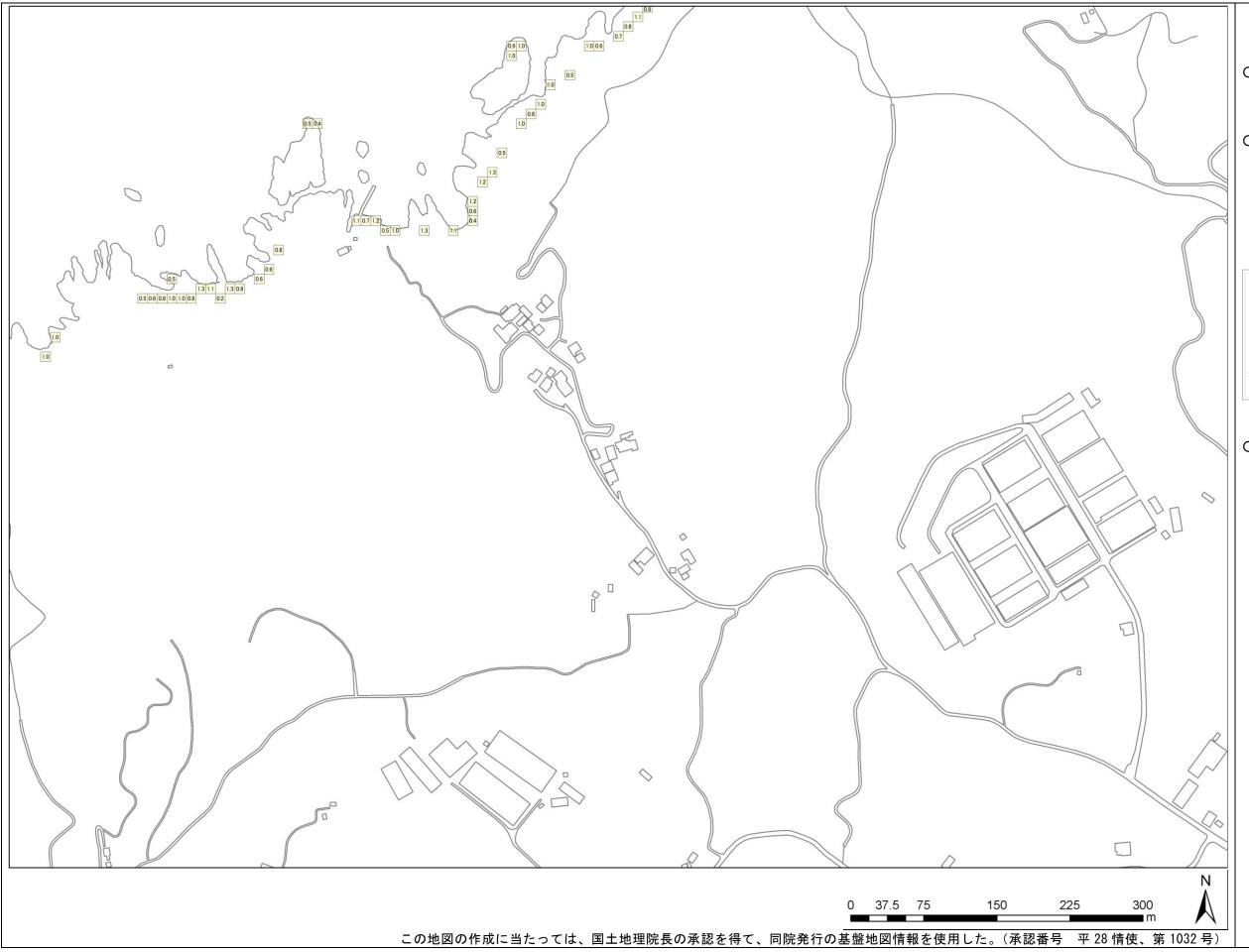
## 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

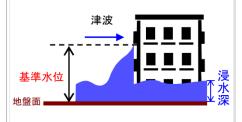
# 基準水位(案)(大田市)(52)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



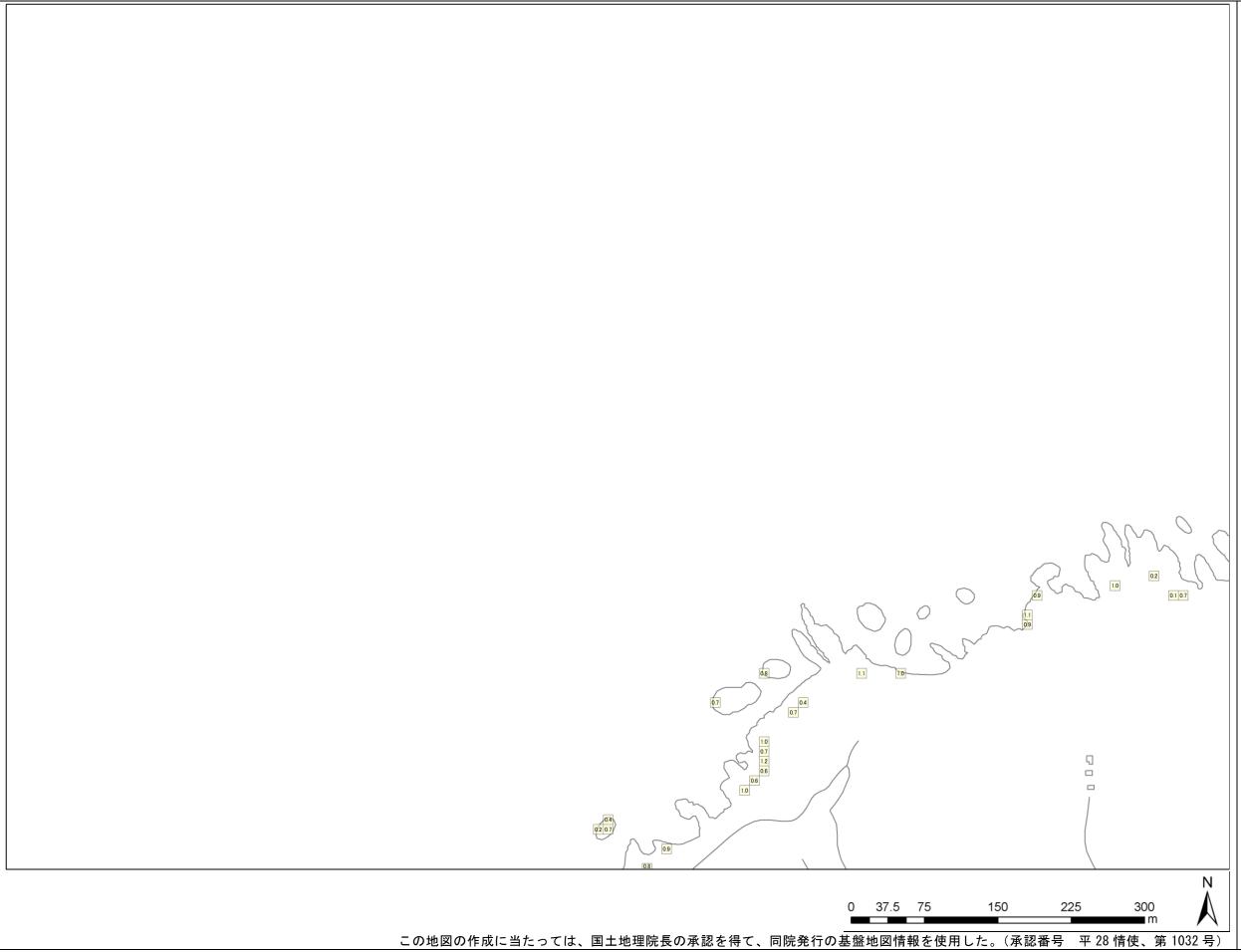
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

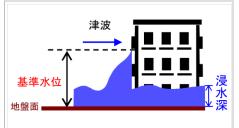
# 基準水位(案)(大田市)(53)



# <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



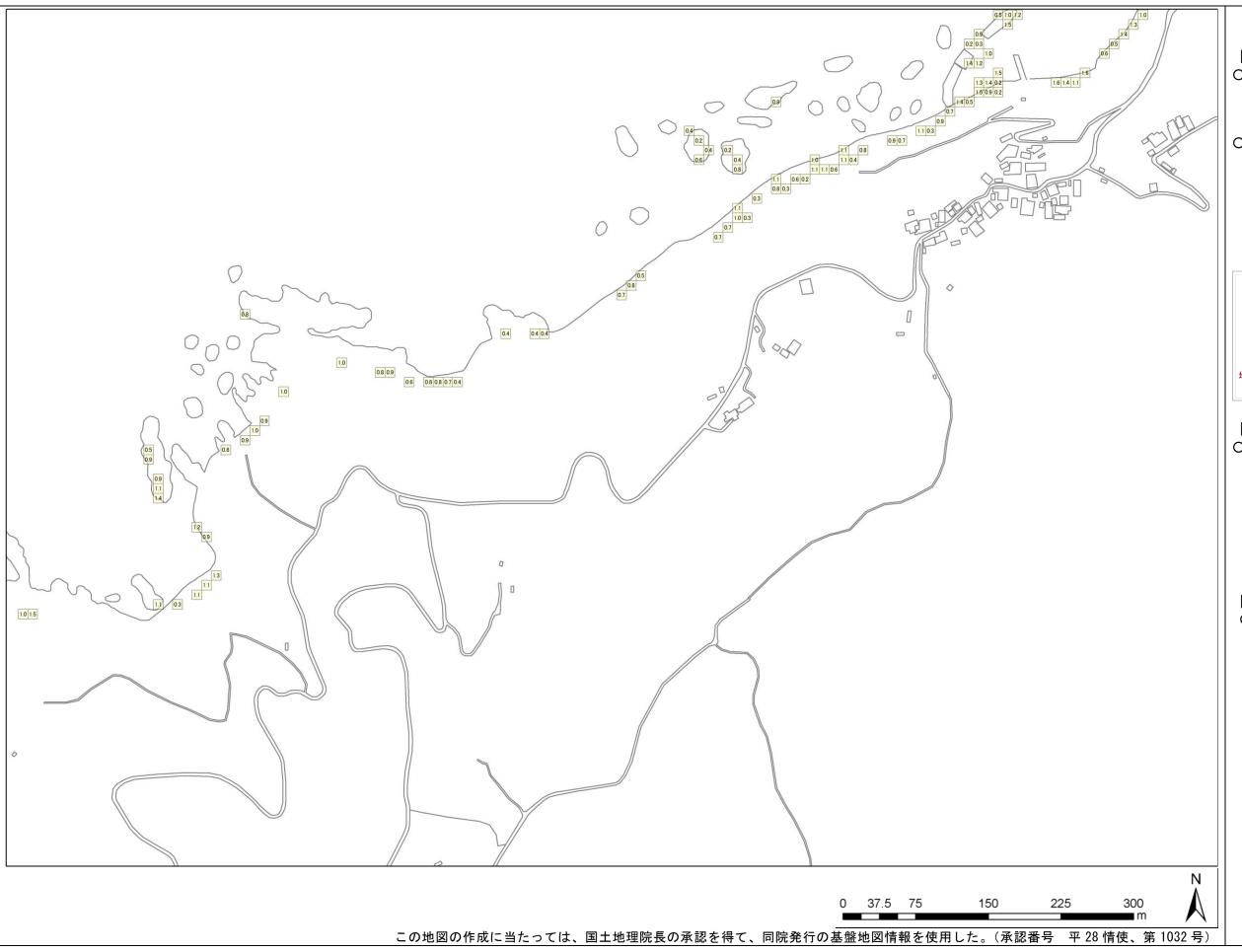
## 【地形(標高)データ】

〇 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

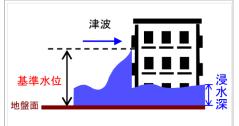
# 基準水位(案)(大田市)(54)



# <留意事項>

### 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 〇 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



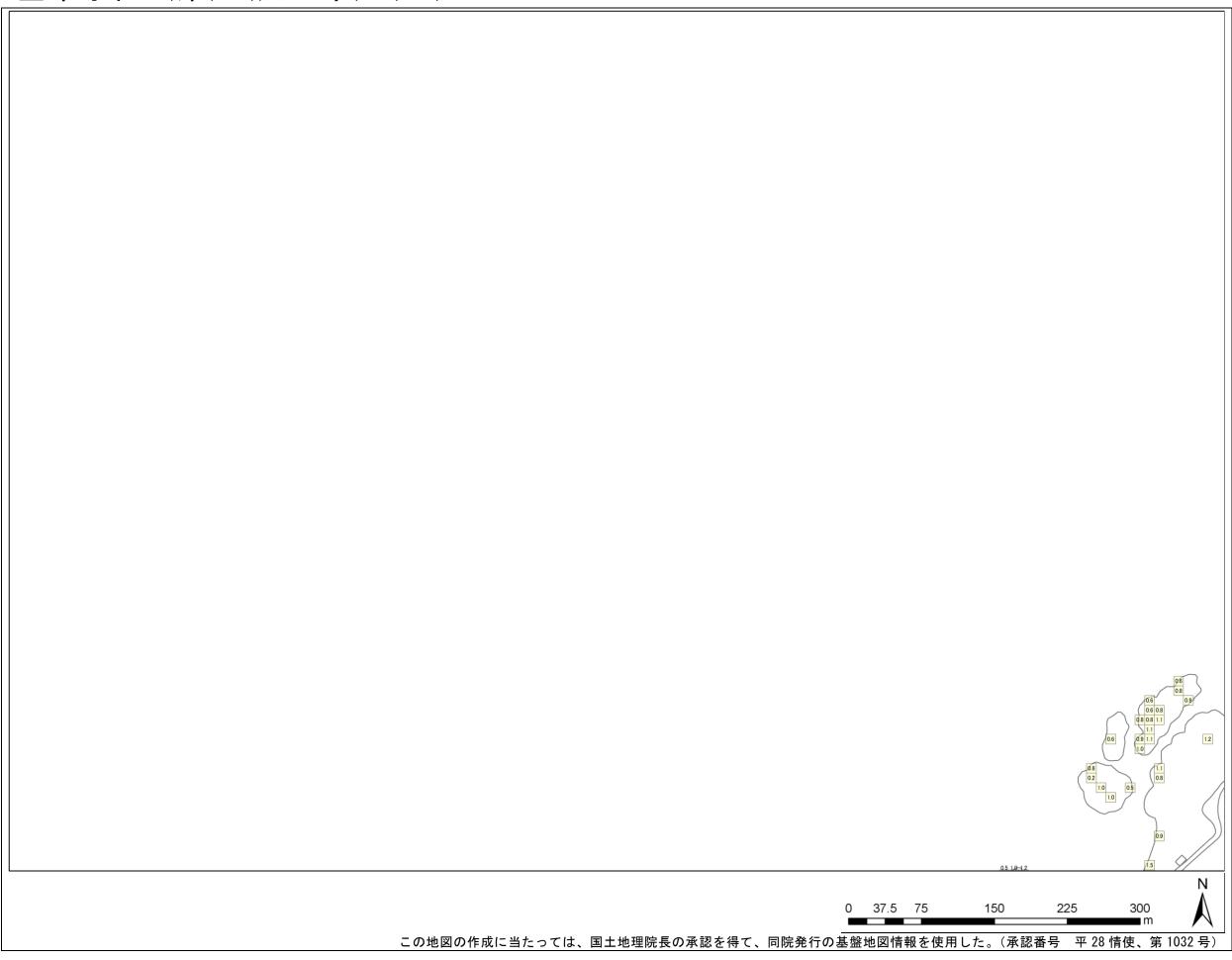
## 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

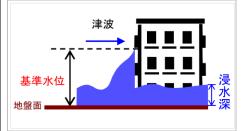
# 基準水位(案)(大田市)(55)



## <留意事項>

#### 【基準水位】

- 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



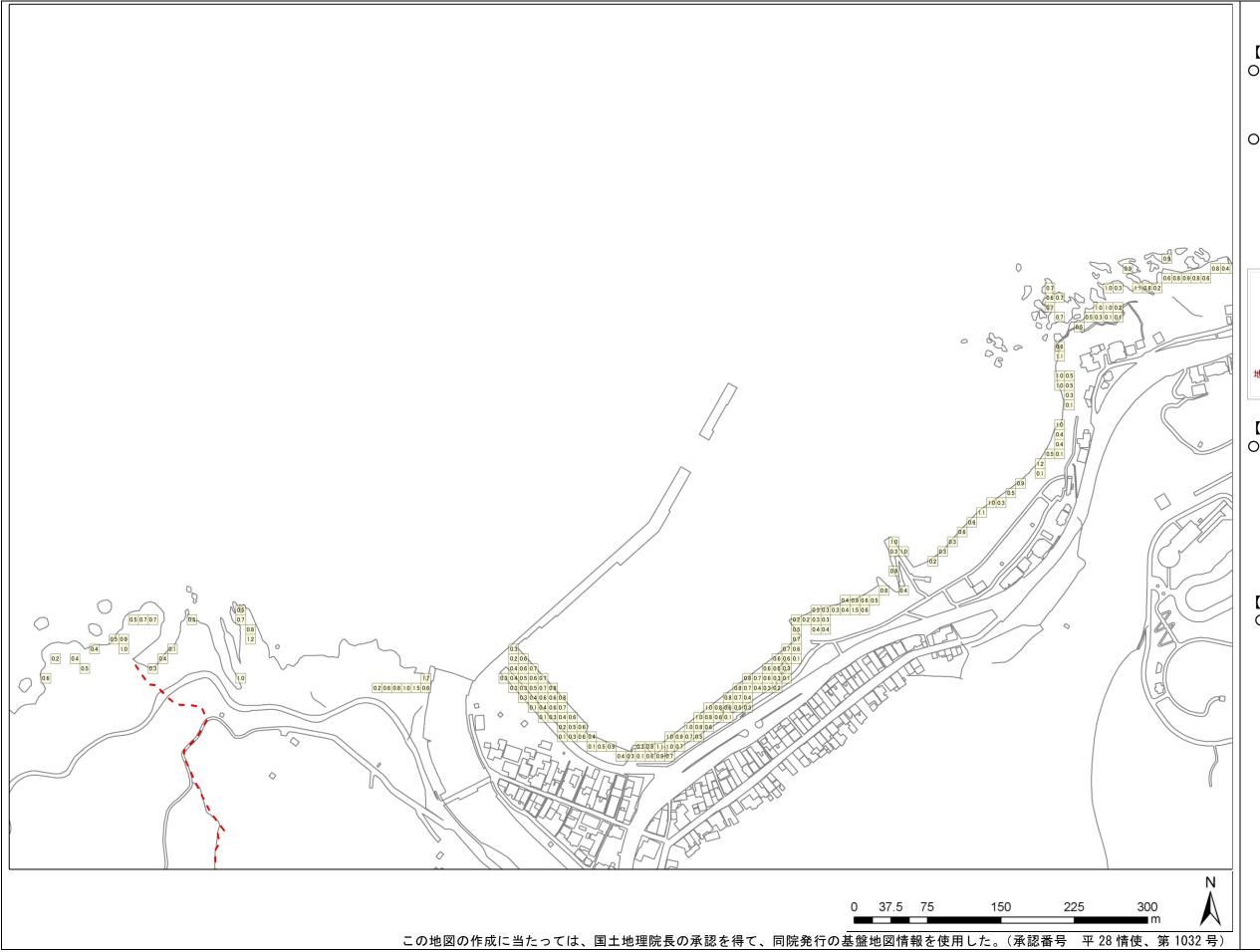
### 【地形(標高)データ】

○ 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。

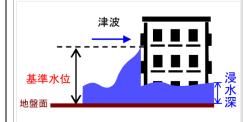
# 基準水位(案)(大田市)(56)



# <留意事項>

## 【基準水位】

- 〇 「基準水位」は、法第53条第2 項に基づく水位で、津波の発生時 における避難施設の避難上有効 な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に 定める浸水深に係る水位に建造 物への衝突による津波の水位の 上昇を考慮して必要と認められ る値を加えて定める水位であり、 地盤面からの高さ(メートル単 位)で表示しています。



### 【地形(標高)データ】

O 基準水位の算出に用いた「地形 (標高)データ」は、平成27年 度時点の海岸における基盤地図 情報、都市計画図等を基に作成し ているため、その後の開発に伴う 盛土や個別施設の微細な土地の 形状が現況と異なっている場合 があります。

#### 【背景地図】

〇 「背景地図」は、平成26年から 平成28年に刊行された電子国 土基本図(地図情報)をもとに 作成しているため、道路や建物 などが現況と異なっている場合 があります。